

宮城県文化財報告書第 29 集

す ご う だ  
**菅生田遺跡調査概報**

-一般国道4号白石バイパス改築工事関連調査-

1973

宮 城 県 教 育 委 員 会  
東北地方建設局仙台工事事務所

## 序

近代の経済社会の急激な発展に伴い主要幹線道路の交通量は日増しに増大し、都市機能をマヒさせつつあります。

県南の白石市もその現象が極めて著しく、その緩和のために白石バイパスが建設されることになりましたが、その予定路線上に貴重な遺跡があることが判明しました。数千年前の祖先が残したこの遺産を現存の私たちは後世に、継承する義務がありますので、破壊される前に県民の貴重な歴史的財産であるこの遺跡を発掘調査し、記録保存の措置を講ずることになりました。

調査は宮城県教育委員会が東北地方建設局仙台工事事務所から委託を受けて実施し、本県では初めての縄文時代中期から後期にかけての敷石住居跡を含む多くの遺構、遺物を発見、当時の社会生活の解明に資する貴重な成果をおさめることができました。

これはその成果を収録したものですありますが、今後の埋蔵文化財の保護と研究にいささかでも貢献できればさいわいであります。

この発掘調査にご協力を頂いた東北地方建設局仙台工事事務所、白石営林署、白石市教育委員会、地元関係各位に対し、心から感謝を申し上げます。

昭和 48 年 3 月

宮城県教育委員会教育長

津 軽 芳 三 郎

## 目 次

1 調査に至る経過	志間泰治	(1)
2 調査要項		(2)
3 遺跡周辺の自然環境		(6)
4 発掘調査の方法と経過		(18)
5 発見された遺構と遺物		(22)
住居跡		(22)
小堅穴遺構		(55)
埋設土器遺構		(63)
遺物包含層		(65)
6 調査の成果と問題点		(67)
7 図 版		(75)

## 例 言

1. 本書は一般国道四号白石バイパス改築工事に伴なう菅生田遺跡発掘調査の概報である。
2. 本書は発掘調査の成果を遺構を中心として報告したものである。ただし、一部の遺構については遺物を付け加え遺跡の理解を助けるようにした。
3. 遺構の図面は1/20と1/40に、遺物の図面は1/2と1/4に原則として統一してある。  
その他は任意の縮尺となっている。
4. 「3 遺跡周辺の自然環境」は東北大学大学院博士課程安田喜憲が執筆した。その他は宮城県教育庁文化財保護室職員の協議を得て、丹羽 茂、三浦圭介、加藤貞子が図版の作成と執筆にあたった。

## 1. 調査に至る経過

志間泰治

東京、青森を結ぶ国道4号線は、県南の中心都市白石市の中央部を南北に貫いて北上する。この白石市は伊達藩の家臣、片倉氏の城下町として発展した町であるため、今なお旧態をよくとどめている。そのため、朝夕の交通ラッシュ時には、しばしば渋滞する現状にあるため、各方面からバイパスの早期建設が要望されていた。

そこで、白石市街地の西を迂回するバイパス路線の計画が策定され、発表があった。その案では、路線敷は菅生田地区で東北自動車道と一部競合することになったため、この部分の施行については、日本道路公団が東北地方建設局の受託事業として、自動車道の工事の際に、同時に着工する手筈になっていた。そこで、公団に対し、ここは繩文中期から後期初頭にかけて営まれた白石市内最大の規模の遺跡であり、過去の調査した結果からみて、遺跡は東のバイパス道路敷地内に広がっているものと予想されるが、この遺跡の事前調査についてはどうなっているのかと問い合わせたところ、公団では施工は委託されているが、事前調査については関知していないので、直接東北地方建設局と話し合ってほしいとの回答を得た。そこで再三にわたり協議を重ねた結果、これらの調査については教育委員会と東北地方建設局との間で、別に調査の委託契約の締結を行なうこととし、その費用は総額350万円とし、直ちに7月10日より発掘調査に入ることになった。

遺跡の立地は、白石川のつくる河岸段丘上にあるため、河原石の散在する中での住居跡の発掘調査であり、自然か人工かを見極めながらの調査であるため意外に手間どり調査は難航した。そのせいもあって調査は予定より大幅に遅れ、調査費も先に契約した額では到底間に合わず、経費の不足することが明らかになつたため、途中で契約額を460万円に増額変更してもらうなどの一幕もあった。その他、期間中作業員の不足などあったが、地元の方々の絶大なる御協力により作業はよどみなく続けられた。また、発掘面積の拡大、遺構の続出につれて、調査員、補助員の不足をきたしたが、東北大、東北学院大学、弘前大学、福島大学、駒沢大学、立正大学などの学生諸君が急速応援に駆けつけてくれやつと急場を切り抜けることができたのである。調査に携わった人たちの、酷暑、酷寒の中献身的な御協力を頂いて、このような成果をもたらすことができたことに、ただ感謝するのみである。

### 参考文献

後藤勝彦(1968)：「菅生田遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第17集

七戸貞子(1972)：「菅生田遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第25集

## 2. 調査要項

### 1. 遺跡所在地

白石市福岡藏本字菅生田

### 2. 調査期日

昭和47年7月10日～12月27日

### 3. 発掘調査面積 2,965 m<sup>2</sup>

### 4. 調査主体者

宮城県教育委員会 東北地方建設局仙台工事事務所

### 5. 調査担当者

宮城県教育庁文化財保護室

調査係長 志間泰治 嘴託 丹羽 茂

技術主査 氏家和典 嘴託 三浦圭介

技 師 藤沼邦彦 嘴託 加藤貞子

技 師 小井川和夫

### 6. 調査協力機関

白石市教育委員会 白石営林署 錢高組・日産建設共同企業体 白石高等学校

### 7. 調査参加者

東北大學 安田喜憲

東北学院大学 阿部正光 高橋勇治 門間俊彦 洪谷亨 斎藤真澄 門馬敦子 我妻智恵子

弘前大学 蛙沢兼美 鎌田哲成 斎藤多美 米村桂子 坂下章子

福島大学 一条孝夫

駒沢大学 八巻一夫

立正大学 大竹憲治 佐藤訓敏 橋本正春

置賜考古学会 秦昭繁

### 8. 地元協力者

鹿又万四郎 跡部清司 小川健二 菊地次郎 菊地勇治 日下乙次郎 日下直吉 草野

源治郎 佐藤清志 佐藤勇一 宮戸伊勢松 高子常蔵 高子 誠 平間善之助 平間留

五郎 山内 一 吉野忠八 吉野勇助 小山みつ子 大槻京子 管野スイ 菊地きよ子

菊地とみ 日下美恵子 坂巻やす子 田切節子 高子とみ 高橋成子 塚野ひさ 平間

はる子 平間冬子 平間美恵子 平間みつ子 渡辺良子 渡辺礼子



第1図 遺跡の位置 ×印：普生田遺跡

(1/5万「白石」「秦折」図範)

承認番号 国48第6126号1

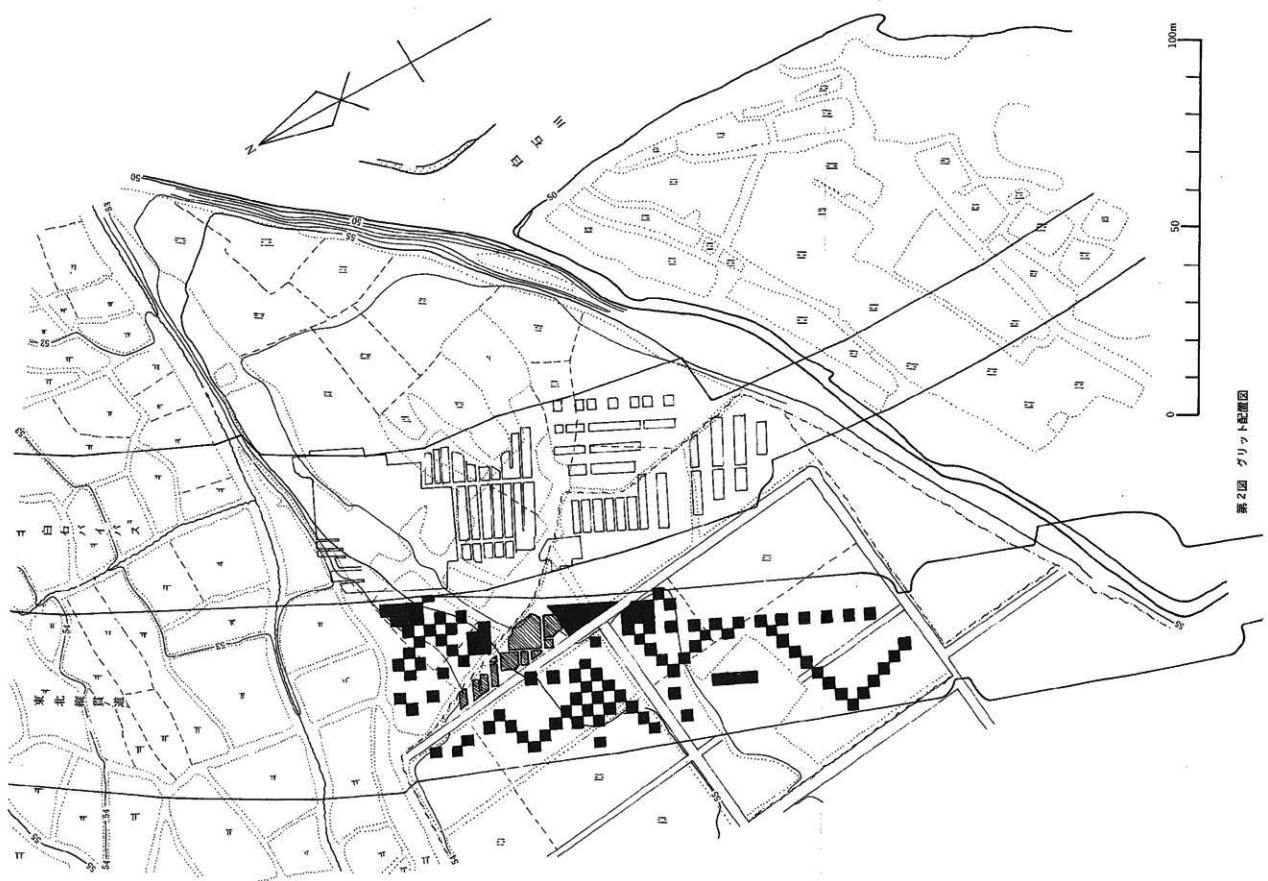


図24 クリット地図

## 4. 発掘調査の方法と経過

(調査の方法)：菅生田遺跡は昭和43年に試掘調査が実施され(後藤：1968),縄文時代中期末の住居跡と埋設土器遺構が発見されていた。その後昭和46年度に宮城県教育委員会によって東北自動車道路線敷が一部を残しほぼ全面的に調査された(七戸：1972)。その結果、菅生田遺跡がかなり大きい縄文時代中期末から後期初頭にかけての集落跡であることがわかつてき。それと同時に、東北自動車道路線敷が菅生田遺跡のちょうど西側にあたるもので、その主体はさらに東側にあることが明らかになってきた。したがって、今回調査を実施することとなった白石バイパス路線敷は集落の主体部を突き抜けることが予想されたのである。

このため、菅生田遺跡の調査は次のような問題を中心にして実施することにした。それは、住居跡や墓塚等の遺構を個々バラバラに理解するのではなく、それを遺跡全体の中に位置づけること、すなわち当時の集落の構成がどのようなものであったかを総合的に調査し、菅生田遺跡のもつ文化的な価値を徹底的に記録に残すということである。具体的には居住の場(住居跡・生活用具廃棄の場(遺物包含層)・埋葬の場(墓塚)・広場)・その他の機能的場が遺跡全体(集落)の中でどのような位置にあり、それがどのような役割を果しながら移り変りを示すのかを調査し、記録することである。では、このような認識に立った場合技術的にどのような方法を講ずるかが次に問題となる。方法的には今まで文化財保護室が他の遺跡で行なってきたものと基本的に同じである。遺跡にかかる路線敷に3mグリットの網をかけ、全体を区画する。この時、昭和46年度に東北自動車道路線敷に関してグリット調査を実施しているので、その№を延長して使用することにした。従って、グリット名は次のようになる。東北自動車道中心抗STA・131+00とSTA・131+20を結ぶ線を基準線とし、それと直交する線を設けグリットを組む。そして、STA・131+00を基準にしてそれぞれ北側を51区、南側を50区、西側をAH区、東側をAI区とし、それを延長してグリット名を付す。ただし、東側に延長したアルファベットはATでひと区切りをつけ、さらに東方はBA-Tで表現し20区で一つの大きい単位となるようにする。

このようにして、グリットを組み発掘調査を開始したわけであるが、さらに実測図作成のため次のような方法をとった。

BA-51区南西の抗を原点とし、調査区に通り方を設定、平面図、断面図の作成を行なう。調査区全域にわたる通り方測量によって、遺構相互の間に正しい位置関係を求めようとしたわけである。このため、本書の遺構実測図は通り方の水系№によって正確な位置と方向を示してある。

次に個々の遺構を調査する時、調査の方法と図面の作成にある程度基準を設けておかないと調査資料(図面も含む)整理の際かなり混乱が生ずるのではないかと考えられた。最も個人差が生ずるのは層位区分の方法である。層相の特徴のとらえかたは調査者によって異なる場合が多い。このため、層相の特徴を項目ごとに整理して記録した。色・土性・混入物・間隙性・その他で

ある。色は新版標準土色帖(小山・竹原：1967)を判定規準とし、それで網羅できない場合は、それぞれ形容詞を付加するなどした。土性に関しては、国際土壤学会法による粒径区分を参照し、それを組合わせることにした。

図面はすべて1/20で作成してある。竪穴やピット・石等の遺構は傾斜変換線をとらえ上端と下端を図化した。それにはレベルが記入してある。また、菅生田遺跡では地山の礫層まで掘り込まれた遺構が多く、礫層に達してから遺構を確認できた場合が少くない。そして、遺構の中には敷石住居跡のように石を使用したものも多いことから、自然礫と人為的に配された石の両方を図化することは、混乱をまねくことになりかねない。したがって、自然礫は原則として図化しないことにした。

以上が菅生田遺跡の発掘調査でとった原則としての方法である。

(調査の経過)：現地で発掘調査を開始したのは、7月10日である。まず、草木の刈払いから始まった。また、遺跡には1~2mの高さに積みあがれた石が列状にならんでいる。その取り払いにはかなり難渋した。この石積みの中にも土器や石器(特に石皿等)がかなり含まれている。その間にグリットを設定し、発掘の準備を行なう。

発掘は北側(70区以北)から着手した。荒掘り・遺構の検出作業が行なわれ、東側では第4住居跡・第5住居跡・第8住居跡・第9住居跡・第1小堅穴遺構・第2小堅穴遺構・第3小堅穴遺構・第4小堅穴遺構・第5小堅穴遺構が次々と発見された。西側では北斜面に遺物包含層が認確された。

71区以北は荒掘り終了後精査に切りかえ、63区~70区の荒掘りを開始した。63~70区では中央部両側に住居跡・小堅穴遺構が密集して発見された。

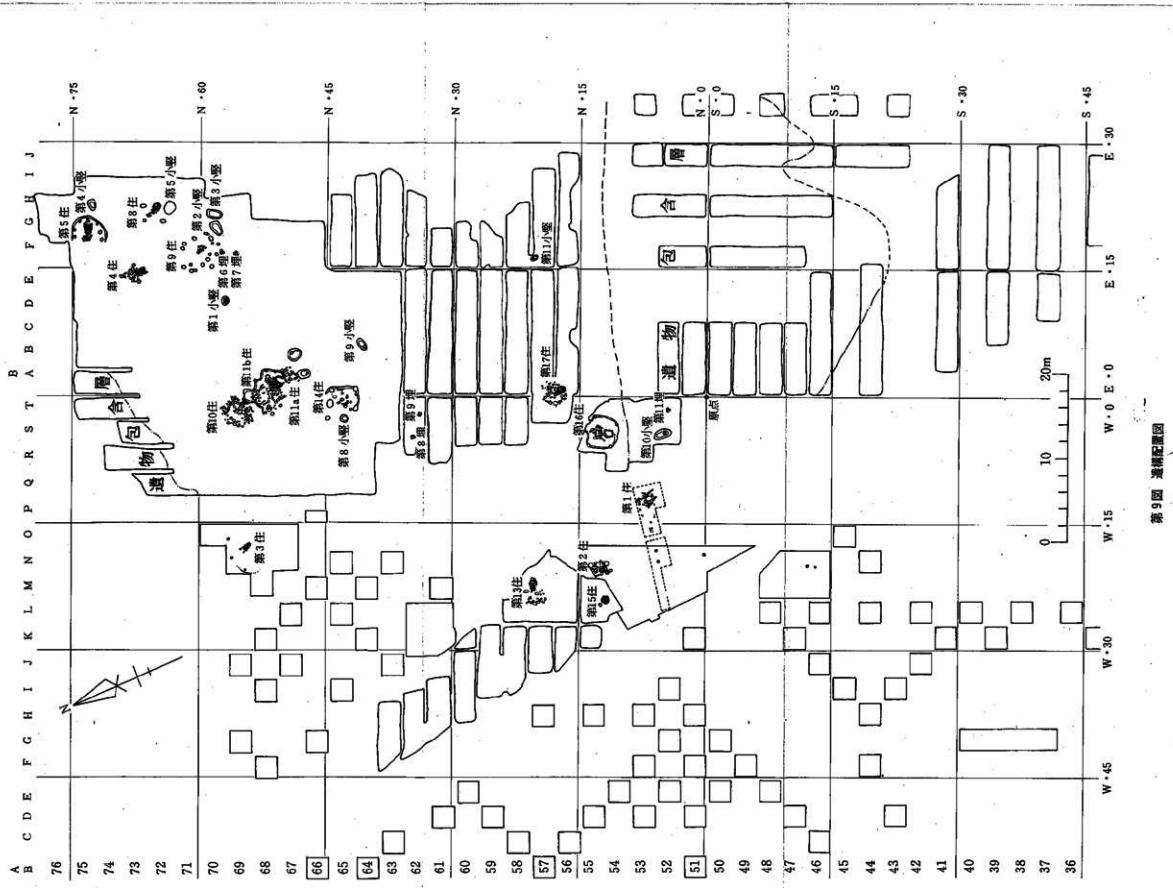
ここで一応区切りをつけるために東側から実測を開始することにした。第1回の遣り方設定は8月17日である。63区以北の遺構精査・実測がしばらく続き、それと併行して荒掘りが56区付近まで到達した。この段階になってしまったのに遺跡の性格が明らかとなってきたので、現地説明会を行なうこととした。10月14日である。参加者は200名を越え、盛況であった。その後、遺跡の範囲を検討するためにさらに調査区を南に拡張、南側緩斜面において、住居跡等の遺構の他に広汎な遺物包含層を発見した。これら一切の精査・実測を終え、調査を終了したのは12月27日である。なお、発見された遺構は道路敷内という制約から現状の保存は不可能なため、宮城県白石高等学校校庭の一部に保存することにした。

#### 参考・引用文献

後藤勝彦(1968)：「菅生田遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第17集

七戸貞子(1972)：「菅生田遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第25集

小山正忠・竹原秀雄(1967)：「新版標準土色帖」



第9圖 遺構圖

## 5. 発見された遺構と遺物

### 住居跡

#### (1) 第4住居跡

(遺構の確認) B E - 73 区周辺で表土を 30~40cm 堀り下げるに褐色粗砂質シルト層に達する。この面で遺物を含む黒褐色土の分布を確認し、住居跡の存在を推定する。第4住居跡とする。

(重複・増改築) 認められない。

(平面形・方向) 床面の分布・竪穴の壁等検出できなかったので平面形はわからない。

(堆積土) 堆積土は遺構確認時に検出された細砂質シルト層(第2層)だけで、部分的な搅乱を受けながらも 5~15cm の厚さで残っていた。しかし、住居の壁と思われる部分では搅乱が激しく、残っていない。第2層の下は敷石面(床面)となる。

(壁の状況) 不明。搅乱のため検出できなかった。

(床面) 炉の北側に平坦な石がかなり広く敷かれている。石と石の間にはその間隙をうめるように小さな石が詰められている。敷石の大部分は縁のとれた河川成のものであるが、一部に縁の角張ったものもある。敷石のない部分、特に炉の両側床面は、たたきしめられたように固い。このような敷石および固い床面をはがすと住居の掘り方が検出された。

(柱穴) 合計 6 個のピットが確認されている。この中で P<sub>3</sub>~P<sub>5</sub> は大きさ・深さ等まとまりがある他、これらを線で結ぶと一辺 110cm の正三角形に近い形となるので主柱穴(掘り方)の可能性が強い。P<sub>1</sub>~P<sub>2</sub>・P<sub>6</sub> のピットは大きさ・深さが一定せず、柱穴とは考えられない。

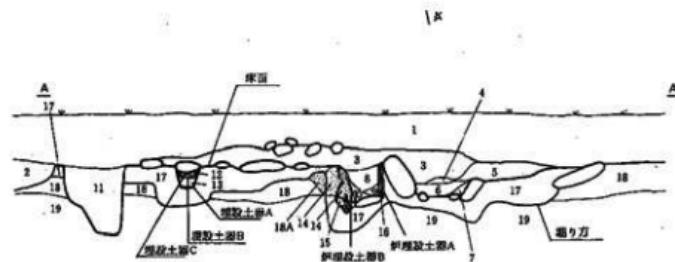
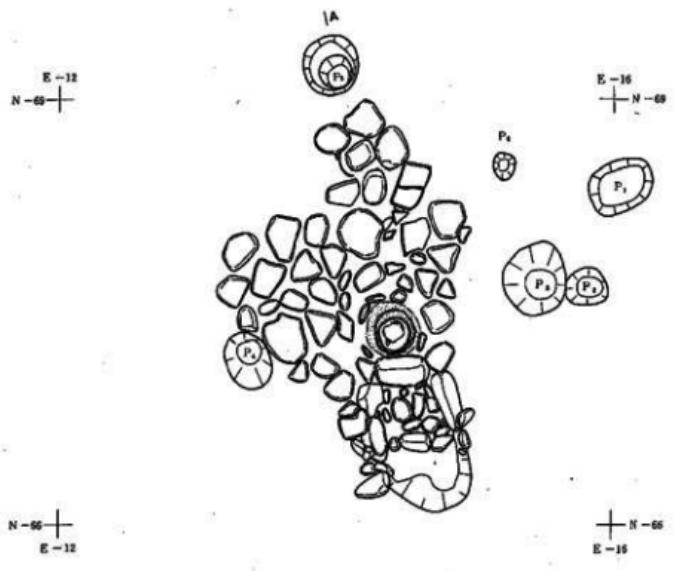
(周構) 不明。検出できなかった。

(炉) 住居敷石の南側に位置し、長軸方向は北- 南である。この炉は土器埋設石囲部・敷石石組部・石組部(石組は開口)の三部分から構成されている土器埋設石組複式炉である。大きさは長軸 160cm、短軸 90cm。埋設土器は三重になっている。土器内部から木炭・焼土は検出されなかつたが、周囲はかなり焼けて熱変化をおこしている。敷石石組部・石組部の堆積土はいずれも木炭・焼土を含まない。しかし、敷石石組部の奥壁と側壁の上部は赤変し、かなり火熱を受けたものと思われる。この炉を立ち割ると掘り方が検出された。

(その他の施設) 住居敷石の北端に近い部分で、敷石下に三個体分の土器(2 点は底部で 1 点は胴部片)が重なって発見された。土器内部の土は極暗褐色の細砂質シルトで木炭・焼土等の混入はない。

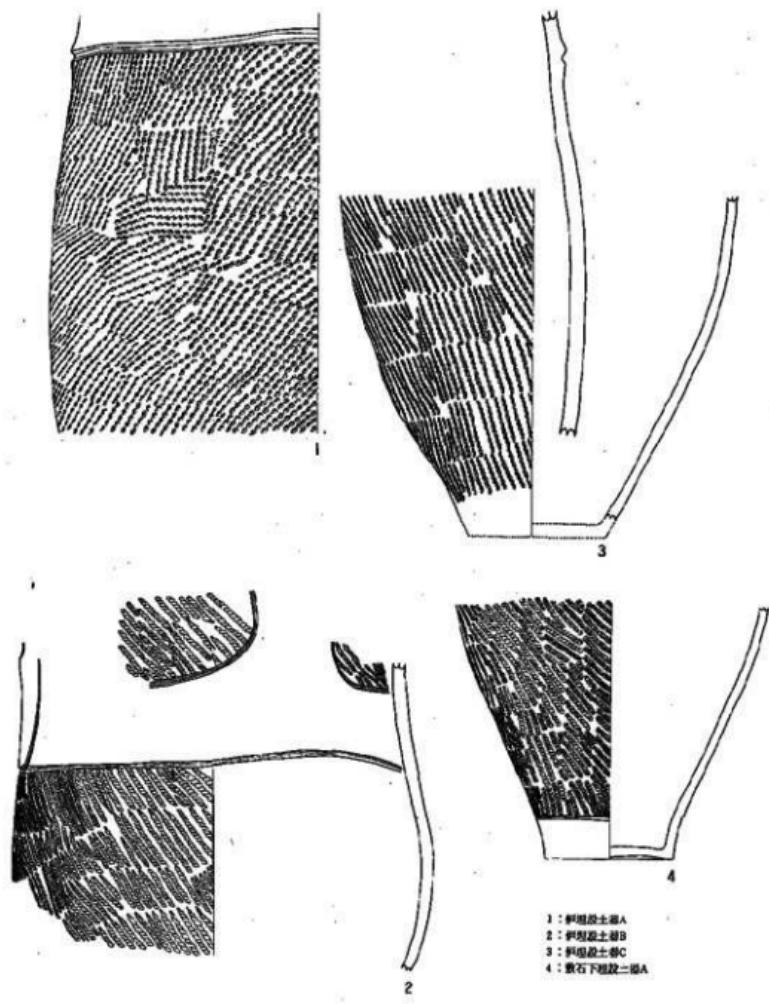
(遺構の年代決定) 炉埋設土器および住居掘り方出土土器が住居構築時の年代を示す。

Pit No.	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>	P <sub>3</sub>	P <sub>4</sub>	P <sub>5</sub>	P <sub>6</sub>
床面からの厚さ	17cm	16cm	50cm	60cm	50cm	13cm
層 次 上	褐色シルト	褐色シルト	褐色褐色	褐色シルト	褐色シルト	褐色シルト



- 1: 暗褐色 シルト ポサボナしている  
 2: 黒褐色 粗砂質シルト 大豆種を含み腐殖大きい  
 3: 黒褐色 シルト  
 4: 暗褐色 シルト 5: 明るい暗褐色 シルト  
 6: 暗褐色 シルト  
 7: 黒みがかった暗褐色 シルト  
 8: 明るい暗褐色 シルト  
 9: 暗褐色 シルト  
 10: 暗褐色 シルト  
 11: 暗褐色 砂質シルト
- 12: 暗褐色 粗砂質シルト 特に鉄入物なし  
 13: 黒みがかった暗褐色 砂質シルト 特に鉄入物なし  
 14: 鉄化がかった暗褐色 砂質シルト 焼けている  
 15: 暗褐色 シルト  
 16: 黒みがかった暗褐色 粗砂質シルト 燒かに焼けている  
 17: 暗褐色 砂質シルト  
 18: 暗褐色 砂質シルト 煙突を含む  
 18A: 暗褐色 粗砂質シルト 18の焼けたもの  
 19: 助黃褐色 砂質(粗砂細混)を中心として中大礫を含む)
- ※ 1 - 3: 豊土および表面層  
 3 - 11: 住居跡内側質土  
 12 - 15: 住居(内)上面内部の土  
 14 - 17: 住居隙り方底土  
 18 - 19: 岸山

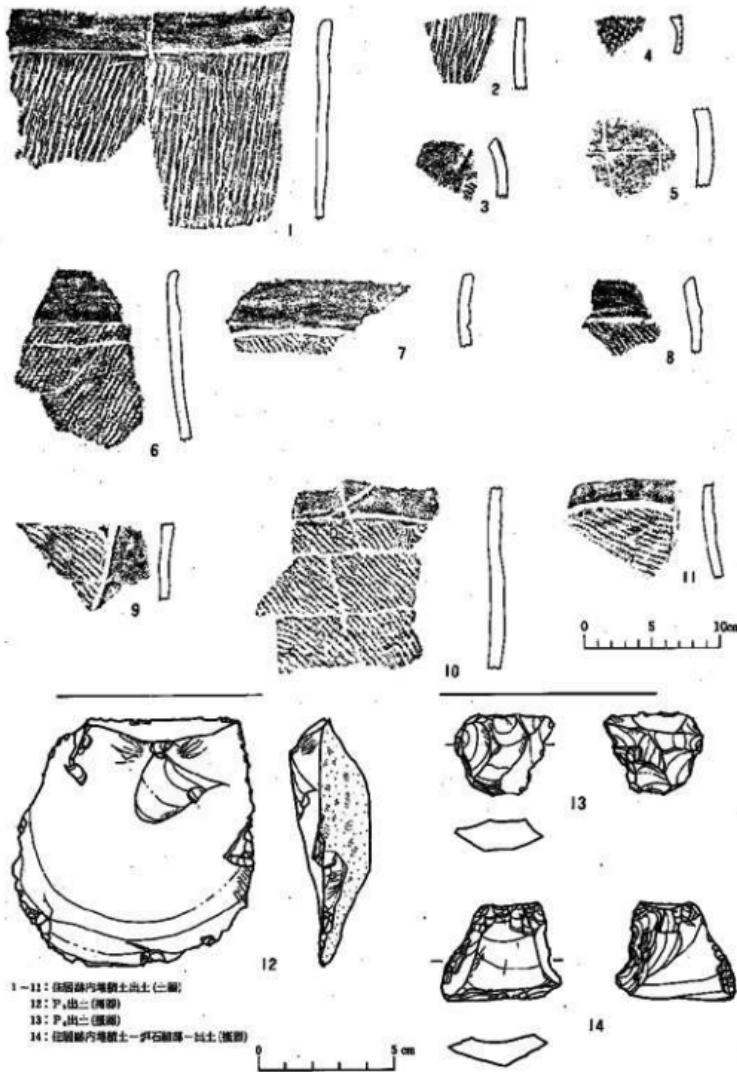
第10図 第4住居跡



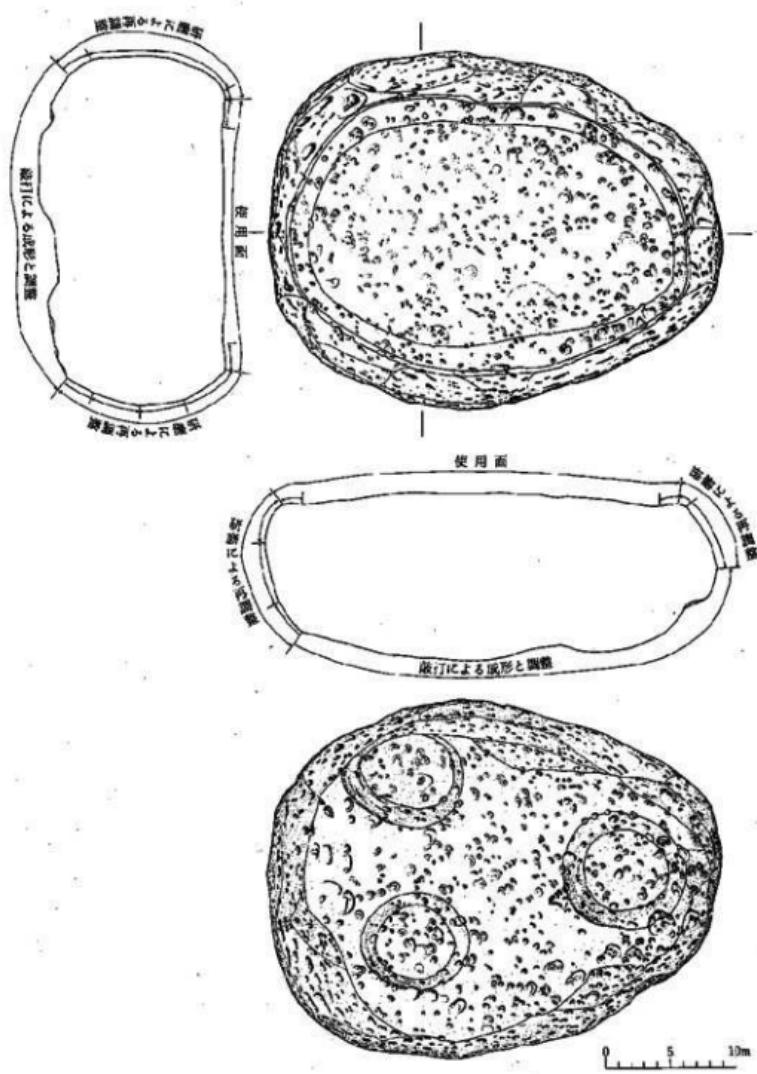
1: 扁頭石器A  
2: 扁頭石器B  
3: 扁頭石器C  
4: 細石下端鋸二器A

0 5 10cm

第11図 第4住居跡出土遺物(土器)



第12図 第4住居跡出土遺物(土器・石器)



第13図 第4住居跡出土—押捺石石瓶部標本に使用一遺物（石皿）

## (2) 第5住居跡

(遺構の確認) 遺跡北端の平坦面、調査区のB G-74 区付近で明褐色シルト質砂層の地山に黒褐色を呈するシルト層の分布を確認した。

(重複・増改築) なし。

(平面形・方向) 西側壁が搅乱を受けているが、残りの壁から円または橢円と推定される。

(堆積土) 基本的には黒褐色シルト層と暗褐色シルト層の2層である。

(壁の状況) 東半分の壁(明褐色シルト層)は検出すことができたが炉の南東では搅乱を受け、炉の北西側では地山がやや北方向に傾斜しているため不明である。残存している壁は炉の東側が最も高くて約11cmある。西方向に行くにしたがって低くなる。

(床面) 住居掘り方に埋めた褐色を呈するシルト質砂層を固め、平坦な川原石を炉の周囲に部分的に敷き床面としている。炉土器埋設石囲部の周囲は特に固い。壁の方向に近づくに従って柔らかくなり面としてとらえにくくなる。

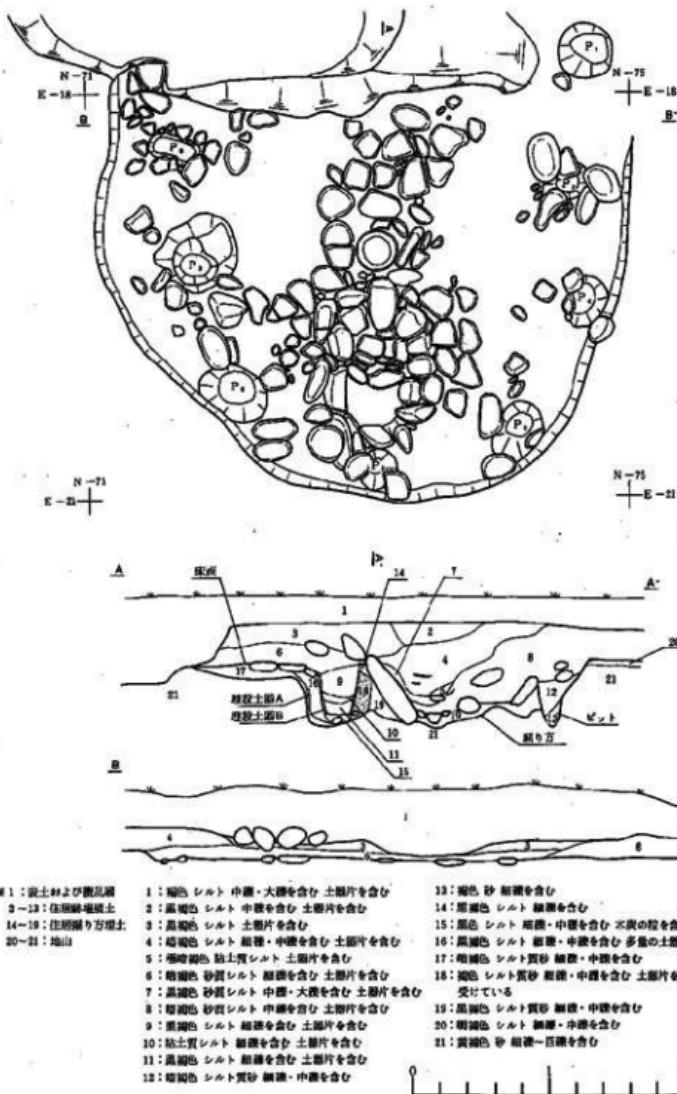
(柱穴) 住居内のピットは合計8個検出された。 $P_5 \sim P_6$ ,  $P_3 \sim P_4$ はそれぞれ炉を挟みほぼ対称をなす。 $P_1 \sim P_7$ は深さ・埋土等において近似し、約1m間隔で壁の内側にならんでいるので柱穴と推定される。 $P_8$ は地山の石の抜きとり痕と思われる。

(周溝) 検出されなかった。

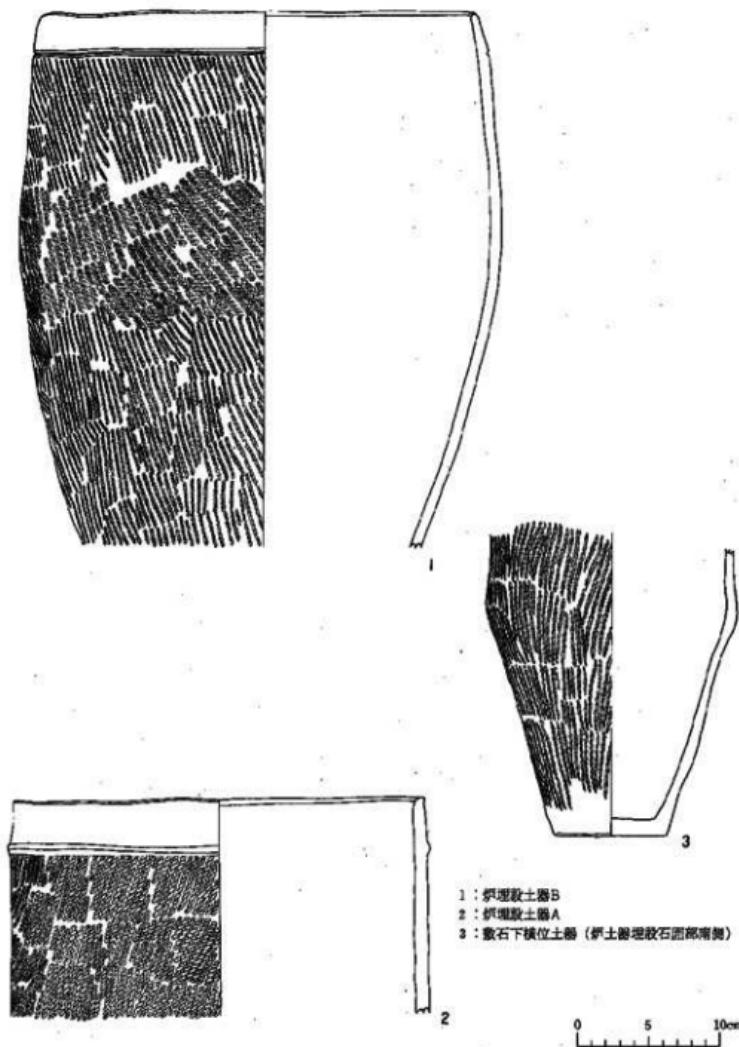
(炉) 炉の長軸は東-西を指す。土器埋設石囲部が住居跡のほぼ中心に位置し、敷石石組部、および石組部は住居の東側の壁近くまでのびる。形態は底部を欠く土器を埋設した土器埋設石囲部・敷石石組部・および石組部(閉鎖)の三部分より構成される土器埋設石組複式炉である。大きさは長軸が約170cm、短軸が約110cmある。構築方法は長径約200cm、短径約100cmの橢円形のピットを掘り込み底部欠損の土器を埋め、敷石石組部・石組部の順に作成している。埋設土器内からは底面近くから木炭粒と共に骨片が出土している。また敷石石組部の底部に凹石1個と少量の木炭が存在した。敷石石組部に使用されている石はほとんどが火熱を浴びもろくなっているが埋設土器近くでその度合いが激しい。埋設土器の周囲の土も熱のため赤変している。炉の南側埋設土器より約10cm程離れて深鉢形土器が底部を南にして横位の状態で出土した。土器内には褐色を呈するシルトの焼けたものが多量に存在し、その周囲は固い焼土でおおわれている。この土器の機能は不明である。

(遺構の年代決定) 炉の埋設土器、敷石下の横位土器、及び炉掘り方出土土器が最重要資料である。

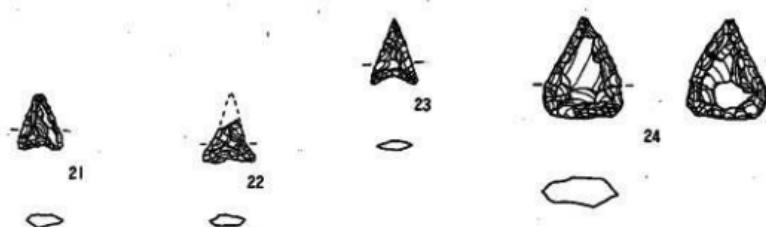
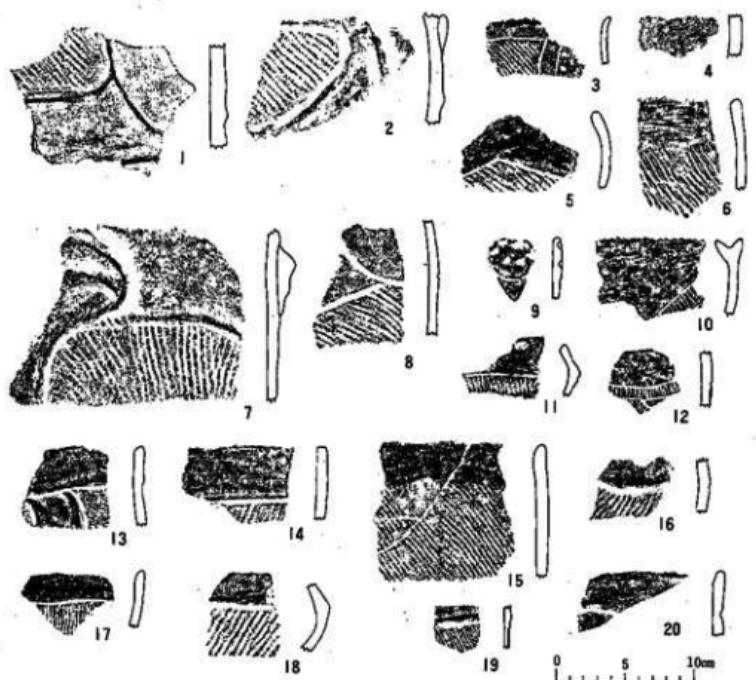
Pit NO.	$P_1$	$P_2$	$P_3$	$P_4$	$P_5$	$P_6$	$P_7$
床面からの深さ	60.5cm	27.0cm	58.5	68.0cm	36.0cm	15.0cm	35.0cm
堆積土	黒褐色土	暗褐色土	暗褐色土	暗褐色土	暗褐色土	褐色土	暗褐色土



第14図 第5住居跡



第15図 第5住居跡出土遺物(土器)



- 1 : 表土 (1層) 出土 (土器)  
 3 ~ 6 : 住居跡内埋積土 (2層) 出土 (土器)  
 7 ~ 17 : 住居跡内埋積土 (3層) 出土 (土器)  
 19 : 住居跡内埋積土 (4層) 出土 (土器)  
 20 : 石出土 (土器)  
 21~24 : 住居跡内埋積土出土 (石器)

第16図 第5住居跡出土遺物(土器・石器)

### (3) 第8住居跡

(遺構の確認) 遺跡の北側、第5住居跡のやや南東に隣接した調査区B G-73区付近に位置する。表土直下の暗褐色を呈するシルト層で炉跡が確認された。

(重複・増改築) 認められない。

(平面形・方向) 表土の搅乱が床面直上まで達し、また部分的にではあるが床面自体も搅乱されており平面形はわからない。

(堆積土) 耕作によりすべて搅乱されている。

(壁の状況) 不明。

(床面) 炉のまわりが部分的に残っている程度である。住居掘り方に埋めた暗褐色の砂質シルトを固めている。

(柱穴) 炉を中心に7個のピットが存在する。この中でP<sub>3</sub>・P<sub>6</sub>は深さ・大きさ・位置の点でも同様な様相を呈する。特にP<sub>6</sub>は地山の黄褐色砂礫層に突き込んでいる5個の大礫の真中を掘り込んでいる。P<sub>7</sub>は深さ・形態・堆積土の点でも他のピットと異なりを見せている。P<sub>1</sub>・P<sub>4</sub>・P<sub>5</sub>は形態・規模の点ではほぼ同様の様相を呈する。

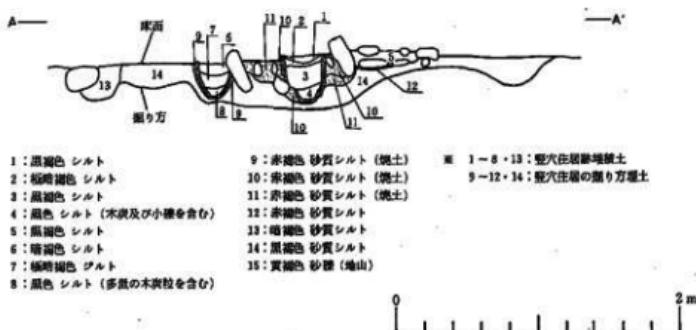
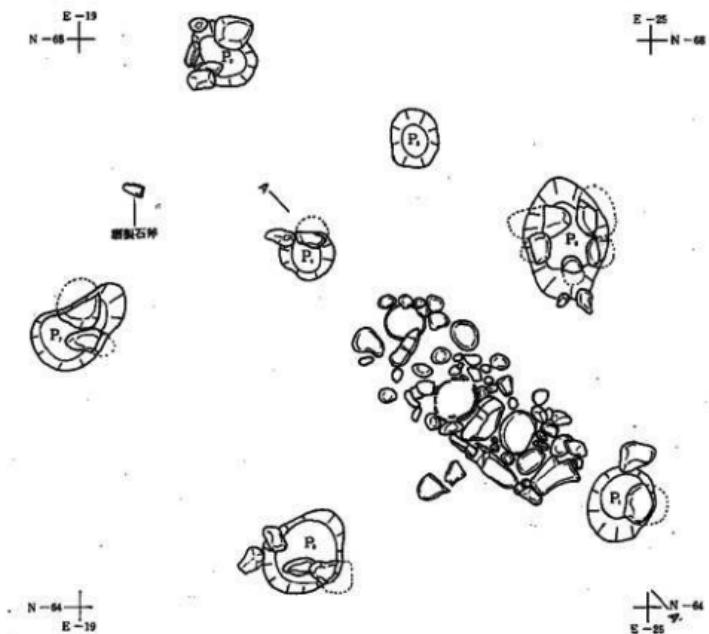
(周溝) 表土の搅乱のため不明。

(炉) この炉は土器埋設石囲部2組と、敷石石組部の三部分で構成される土器埋設石組複式炉である。炉の長軸は北西-南東を示す。敷石石組部に隣接した埋設土器は二重になっている。大きさは長軸約190cm・短軸約80cm・北西側の埋設土器内は三層の堆積土がありその底部近くに多量の木炭粒がシルトと混って存在した。埋設土器の周囲は火熱で赤褐色を呈している。また二重の埋設土器内は四層の堆積土がありその最下層に木炭が少量混る黒色のシルトが存在する。その周囲も火熱をうけ赤褐色を呈する。敷石石組部に使用されている石は火熱をうけ非常ににもろくなっている。なお、この敷石石組部内には木炭・灰等は検出されなかった。炉を構築する段階で黄褐色砂礫層を約40cm程掘り下げ各々の土器を埋設している。

(その他の施設) 不明。

(遺構の年代決定) 炉の埋設土器および住居掘り方出土の土器が最重要資料である。この住居跡の炉は他の炉と異なり土器埋設石囲部が2組ある。これが構築時の形態なのか、それとも2つの炉が切りあつたためのものなのかはつきりわからなかった。切りあつたものだとすれば西側の土器埋設石囲部は旧炉の残存物だということになる。

Pit No.	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>	P <sub>3</sub>	P <sub>4</sub>	P <sub>5</sub>	P <sub>6</sub>	P <sub>7</sub>
底面からの深さ	36.0cm	31.0cm	41.0cm	34.0cm	25.0cm	39.0cm	12.0cm
堆積土	黒褐色 砂質シルト	暗褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	暗褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	暗褐色 砂質シルト



第17図 第8住居跡

#### (4) 第9住居跡

(遺構の確認) B F-70 区周辺で表土を約40cm排除すると黄褐色の砂礫層(地山)に達する。この段階で炉跡およびピット群が検出された。

(重複・増改築) 柱穴状ピットが多いこと、さらにそれらが二重の円を描くことから一度増築された可能性がある。

(平面形・方向) 不明。

(堆積土) ピットや炉跡内部の土を除いていずれも搅乱を受けている。

(壁の状況) 不明。搅乱のため検出できなかった。

(床面) 遺構底面は凹凸のはげしい暗黄褐色の砂礫層(地山)である。この凹凸は後世の搅乱によるもので、構築および生活時の床面は失われたものと思われる。

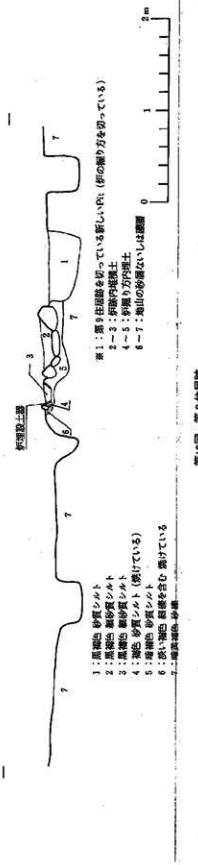
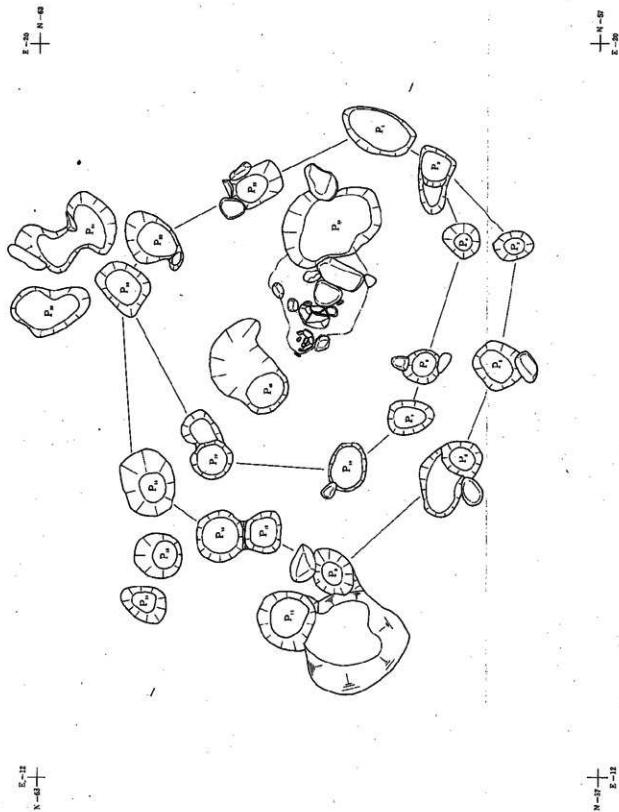
(柱穴) 炉を中心として、周囲に計24個のピットがある。そのうちP<sub>24</sub>は炉の掘り方を切っているため、住居より新しいと考えられる。他のピットは柱穴か否か判断するのは難しい。しかし、組合せという点で考慮すると次のように二重の円を描く。P<sub>1</sub>, P<sub>2</sub>, P<sub>4</sub>, P<sub>6</sub>, P<sub>7</sub>, P<sub>10</sub>, P<sub>11</sub>, P<sub>12</sub>, P<sub>22</sub>, P<sub>23</sub>(内円)。P<sub>1</sub>, P<sub>2</sub>, P<sub>3</sub>, P<sub>5</sub>, P<sub>8</sub>, P<sub>9</sub>, P<sub>12</sub>, P<sub>13</sub>, P<sub>16</sub>, P<sub>17</sub>, P<sub>22</sub>, P<sub>23</sub>(外円)。これらのピットは組合せという点からすれば柱穴(掘り方)の可能性が強い。

(周溝) 不明。検出できなかった。

(炉) 住居中央(柱穴状ピットによる)から東側にかけて位置している。長軸方向は北西-南東。この炉は土器埋設部・長方形敷石石組部の二つの部分から構成される長方形石組外土器埋設炉で、大きさは長軸110cm、短軸60cmである。埋設土器および石組内部から木炭、焼土等は検出されなかった。しかし、土器および石は焼けてボロボロに崩れている部分もある。

(遺構の年代決定) 炉埋設土器が住居構築時の年代を推定する最重要資料である。

Pit No.	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>	P <sub>3</sub>	P <sub>4</sub>	P <sub>5</sub>	P <sub>6</sub>	P <sub>7</sub>
深さからの厚さ	24cm	29cm	31cm	17cm	26cm	29cm	32cm
堆積土	極暗褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	極褐色 砂質シルト	暗褐色 砂質シルト	暗褐色 砂質シルト	暗褐色 砂質シルト	黒褐色 ?
P <sub>8</sub>	P <sub>9</sub>	P <sub>10</sub>	P <sub>11</sub>	P <sub>12</sub>	P <sub>13</sub>	P <sub>14</sub>	P <sub>15</sub>
33cm	37cm	26cm	?	33cm	28cm	27cm	45cm.
暗褐色 ?	暗褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	黒褐色 細砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	黒褐色 細砂質シルト	暗褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト
P <sub>16</sub>	P <sub>17</sub>	P <sub>18</sub>	P <sub>19</sub>	P <sub>20</sub>	P <sub>21</sub>	P <sub>22</sub>	P <sub>23</sub>
34cm	22cm	21cm	38cm	39cm	33cm	37cm	36cm
極暗褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	極暗褐色 細砂質シルト	暗褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	極暗褐色 細砂質シルト	暗褐色 細砂質シルト



## (5) 第10住居跡

(遺構の確認) 表土を約20cm掘り下げる地山の暗褐色シルト質砂層に達する。この時AT

- 69区西側に黒褐色土の落ち込みが検出された。住居跡の存在を推定し、第10住居跡とする。

(重複・増改築) 東端(炉の部分)が第11b住居跡によって切られている。

(平面形・方向) 不明。住居壁および床面の分布を検出できなかった。

(堆積土) 2枚の層位が認められる。上層は黒褐色砂質シルト層で中央部にのみ分布する。

下層は暗褐色砂質シルト層で周縁部に分布し、地山との区別がむずかしい。その下は床面(敷石面)となる。

(壁の状況) 不明。くずれて住居跡内に流れこんだものと思われる。

(床面) 炉の北側には住居中央部を除き一面に平坦な石が敷きつめられている。石は縁のとれた河川成のものと角張った板状のものとがある。量的には前者が多い。また、大きな石と石の間には隙間を埋めるように小さな礫が詰められている。敷石のない部分、炉の東西と住居中央部の床面はやわらかい。

敷石をはがすと地山の暗黄褐色砂礫層まで掘り込まれた住居の掘り方が検出される。

(柱穴) 検出できなかった。P<sub>1</sub>~P<sub>5</sub>のピットはまとまりがない。

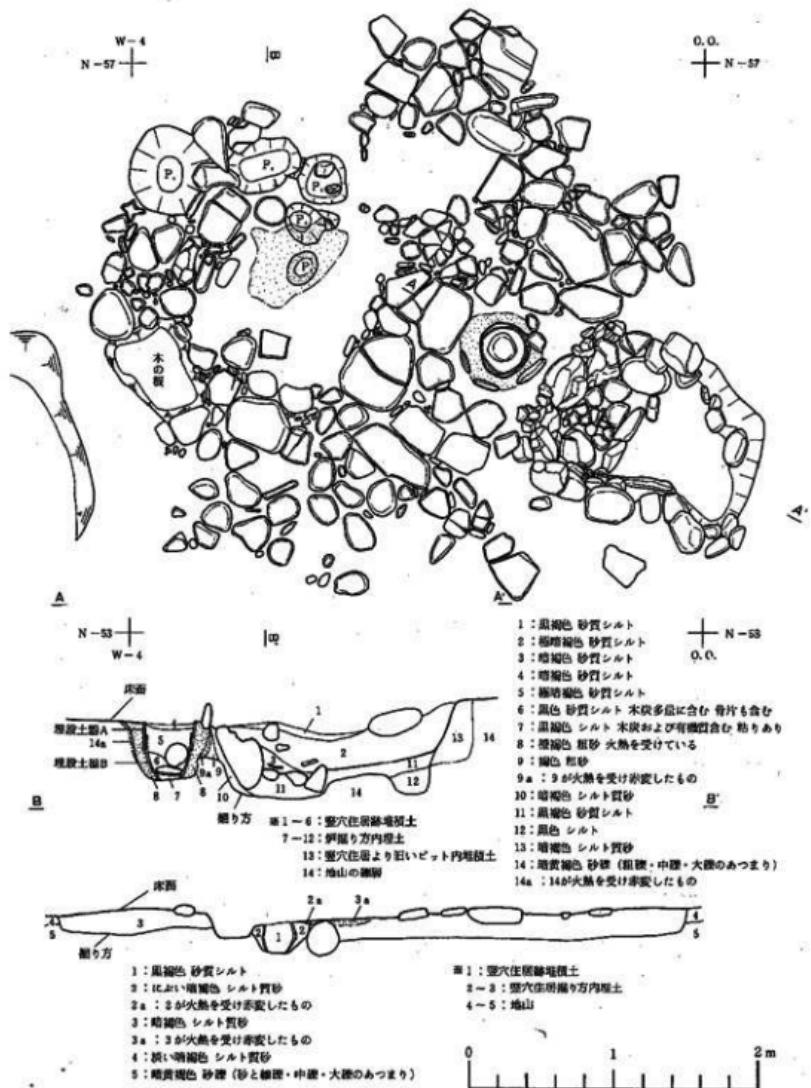
(周溝) 不明。検出できなかった。

(炉) 住居敷石の南端にあり、長軸方向は北北西-南南東である。この炉は土器埋設石囲部・敷石石組部・石組部(開口)の三部分からなる土器埋設石組複式炉で、長軸245cm短軸142cmの大きさを示す。土器埋設石囲部は二個体分の土器を使用し、底に平石を敷いている。埋設土器およびその周囲の土は赤褐色を呈し、強い火熱を受けたものと思われる。敷石石組部、石組部の堆積土はいずれも焼土、木炭を含まない。しかし、敷石石組部の側壁にあたる部分、特に土器埋設石囲部に接する奥壁の部分は石が焼けてボロボロになっている。石組部は火熱を受けた痕跡が認められない。炉を立ち割ると掘り方が検出される。

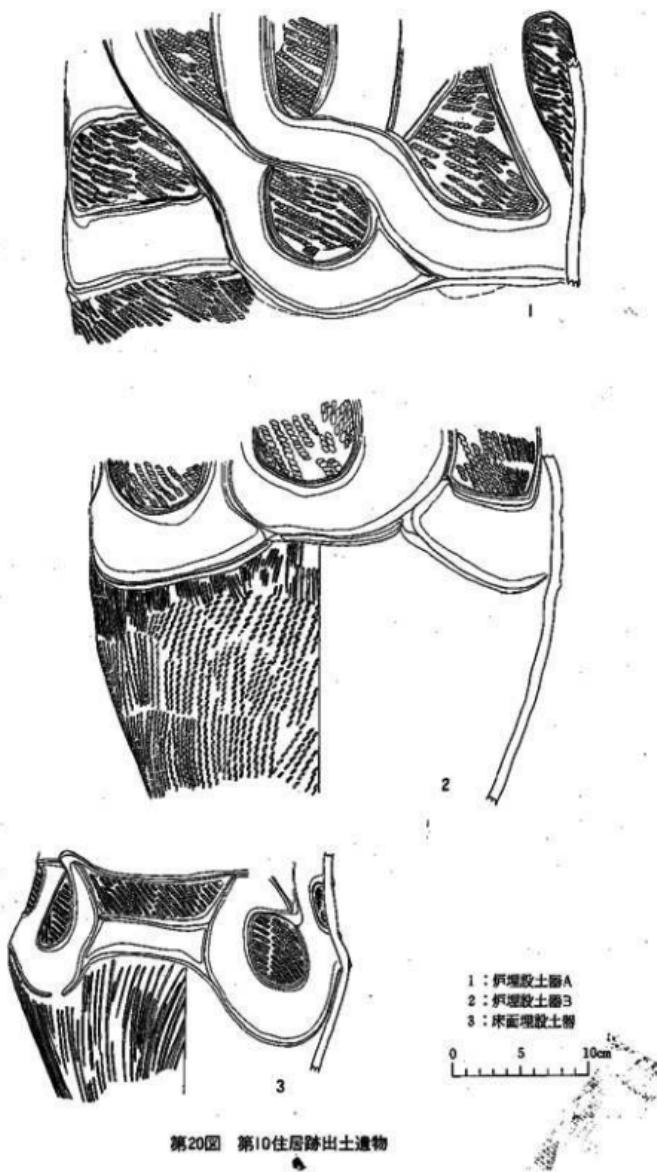
(その他の施設) 敷石のない住居中央北端に底部および口縁部を欠いた土器が埋設されている。内部には黒褐色砂質シルトが入っていたが混入物は特にならない。この埋設土器の掘り方は住居の掘り方を切っている。また、付近の床面が焼けしており、それが埋設土器掘方にまでおよぶしたがって、住居構築後土器を埋設し、その後床面で火がたかれたものと推定される。

(遺構の年代決定) 炉埋設土器、住居掘り方出土土器が住居構築年代推定の資料となる。床面埋設土器は住居使用時の年代を示す。

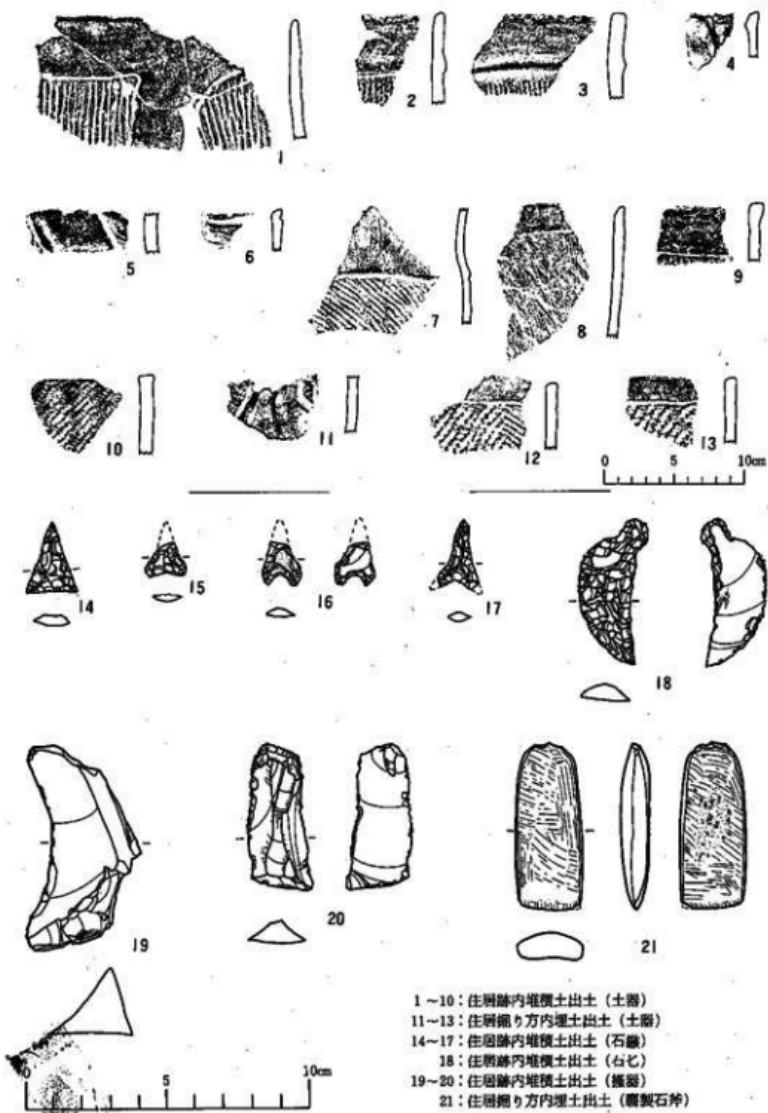
Pit No.	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>	P <sub>3</sub>	P <sub>4</sub>	P <sub>5</sub>
床面からの深さ	22cm	11cm	9cm	5cm	7cm



第19図 第10住居跡



第20図 第10住居跡出土遺物



第21図 第10住居跡出土遺物(土器・石器)

- 1～10：住居跡内堆積土出土（土器）
- 11～13：住居掘り方内埋土出土（土器）
- 14～17：住居跡内堆積土出土（石器）
- 18：住居跡内堆積土出土（石器）
- 19～20：住居跡内堆積土出土（石器）
- 21：住居掘り方内埋土出土（磨製石斧）

## (6) 第11a住居跡

(遺構の確認) 第10住居跡南側暗黄褐色礫層面でかなり広範囲な黒褐色土の分布が見られた。そして、その南端B A-67区に炉跡を確認、第11a住居跡とする。

(重複・増改築) 北側にある第11b住居跡との間に重複関係が認められる。

(平面形・方向) 不明。床面の分布。竪穴の壁等検出できなかった。

(堆積土) 炉跡確認によって住居跡の存在を知ったため、堆積土に関しては十分吟味できなかった。ただし、表土下に数cmの粘性ある黒褐色シルト層がみられ、その下に床面があることから、これが住居跡内堆積土と考えられる。

(壁の状況) 不明。

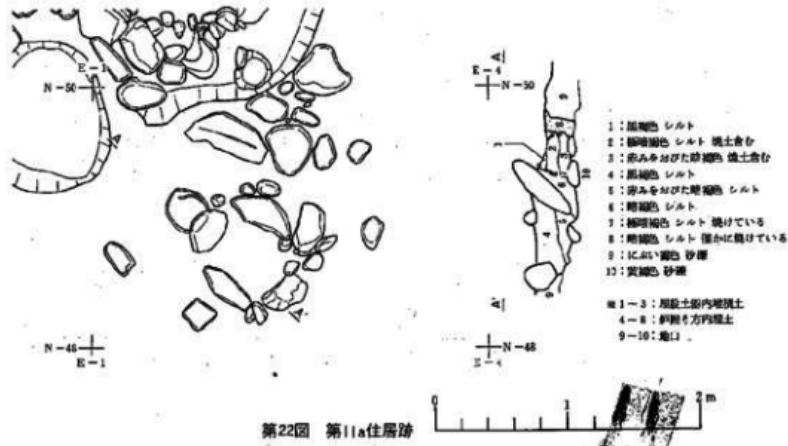
(床面) 炉の東側を中心として平坦な石が敷かれている。床面の分布は確認できなかった。

(柱穴・周溝) 不明。検出できなかった。

(炉) 埋設土器部・長方形石組部からなる土器埋設石組複式炉である。長軸130cm、短軸84cmの大きさで、長軸は北北西-南南東方向を指す。埋設土器および石組は焼けて赤くなっている。炉を立ち割ると掘り方が検出された。

(第11b住居跡との関係) 住居跡内堆積土によって両者の新旧関係をとらえることはできなかった。しかし、第11b住居跡の床面が第11a住居跡の床面より低位にあること、さらに第11a住居跡床面の敷石が第11b住居跡の壁にあたる部分で途切れていること、この二つの理由によって、第11a住居跡が第11b住居跡によって切られている可能性が高い。

(遺構の年代決定) 炉掘り方出土土器および埋設土器が遺構の年代決定資料となる。



第22図 第11a住居跡

## (7) 第11b住居跡

(遺構の確認) 遺構北西斜面に近い平坦面上(B A- 68区周辺), 第10住居跡と第11a住居跡との間にある。東側遺構確認面は暗褐色シルト質砂層(地山)である。

(重複・増改築) 第10住居跡を切って構築されている。第11a住居跡とも重複しているが両者の関係は「第11a住居跡」の項で説明してある。

(平面形・方向) 限丸台形をした主体部北側に「匁」状の張出し部が付く。方向(張出し部を軸とする)は北北東- 南南西。大きさは長軸(東西)5.2m, 短軸(南北)4.9m。

(堆積土) いずれも暗褐色ないしは黒褐色のシルトで僅かに粘りがある。

(壁の状況) 最も保存のよい東側で10~20cmの高さで残っているが、北から西に行くに従い低くなる。南西部ではほとんど残っていない。

(床面) 床面には壁の周縁を除いて一面に平坦な石が敷きつめられている。ただ、住居中央部北側についてはまばらである。石は縁のとれた河川成のものと、縁の角張った板状のものとが用いられている。また、大きな敷石の間にはその間隙を埋めるように小さな礫が詰められている。敷石および床面をはがすと、黄褐色砂礫層まで掘り込まれた住居の掘り方が検出された。

(柱穴) 計13のピットが発見されているがこのうち大きさ、堆積土の同質性、壁にならぶ規則性という点から、P<sub>1</sub>~P<sub>4a</sub>, P<sub>5</sub>~P<sub>8</sub>, P<sub>9</sub>~P<sub>10</sub>の9個が柱穴と考えられる。P<sub>4b</sub>は住居によつて切られている古いピットである。

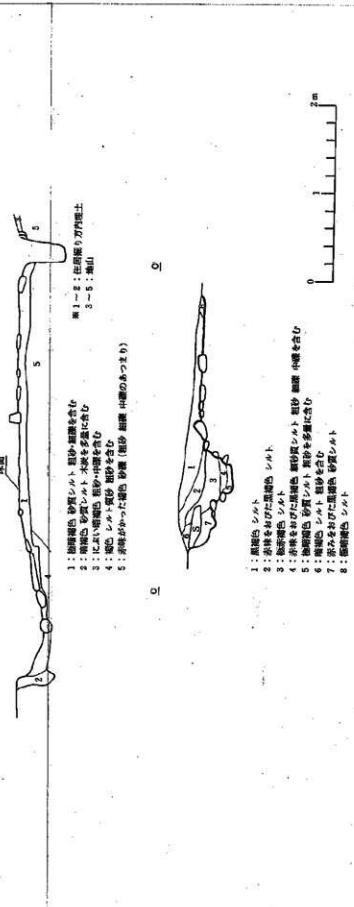
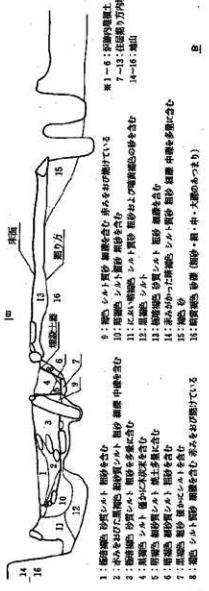
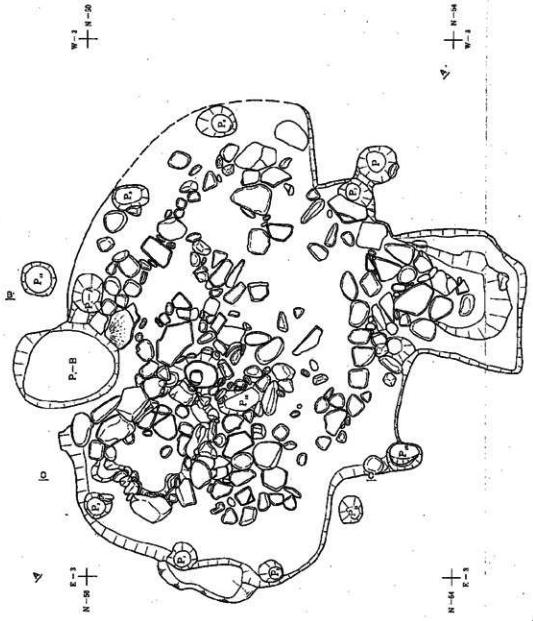
(周溝) 検出されない。

(炉) 住居中央から壁までおよび長大な炉で、長軸方向は北北西- 南南東を指す。この炉は土器埋設石囲部・敷石石組部・石組部(閉鎖)からなる土器埋設石組複式炉である。大きさは長軸196cm, 短軸138cm 埋設土器内部から焼土が認められたが、敷石石組部・石組部からは検出されなかった。また、埋設土器は二個体を組合せて二重にし、底には胴部片を敷いている。埋設土器とその周囲の土は赤く焼けている。敷石石組部の側壁と奥壁にあたる部分も赤味をおびたりボロボロになったり(特に奥壁上部)しており、火熱を受けたものと思われる。

(その他の施設) 住居北側に張り出し部がある。出入口と考えられる。

(遺構の年代決定) 住居掘り方出土土器、炉埋設土器が住居構築年代推定資料となる。

Pit No.	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>	P <sub>3</sub>	P <sub>4~6</sub>	P <sub>7</sub>	P <sub>8</sub>
床面からの深さ	44cm	38cm	33cm	52cm	32cm	61cm
堆積土	黒褐色 細砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	黒褐色 細砂質シルト
P <sub>9</sub>	P <sub>10</sub>	P <sub>11</sub>	P <sub>12</sub>	P <sub>13</sub>	P <sub>14</sub>	P <sub>15</sub>
56cm	52cm	30cm	48cm	19cm	42cm	
黒褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	暗褐色 細砂質シルト	黒褐色 砂質シルト	



第2図 剖面図

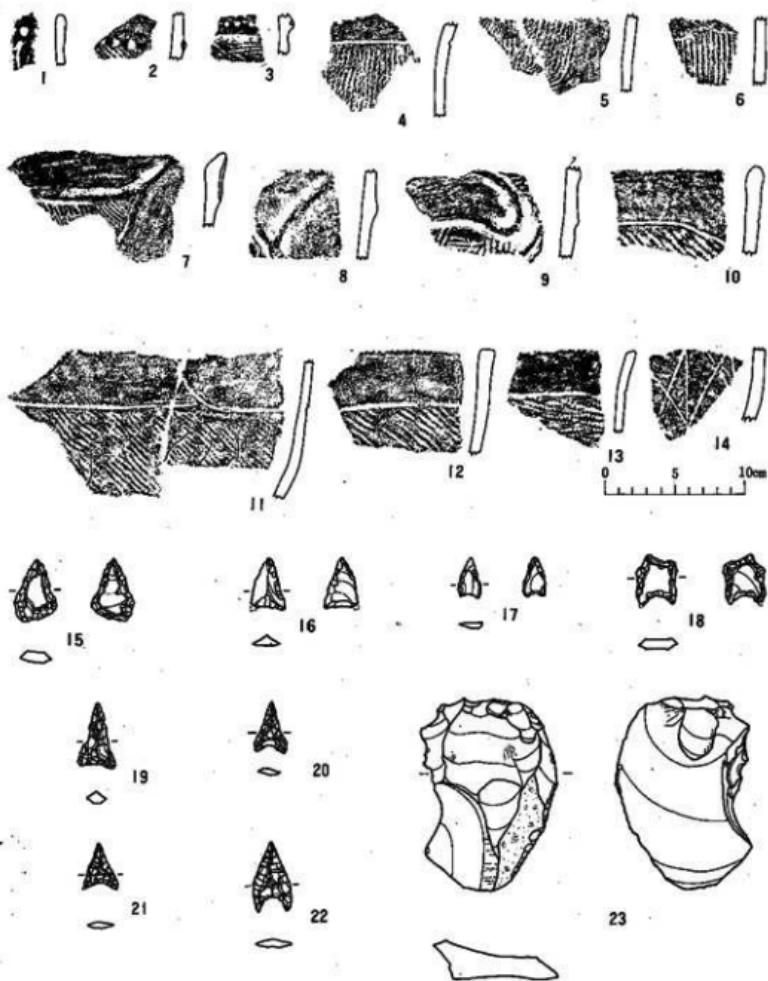
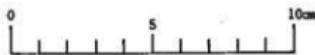


図1-14：住居跡内堆積土出土（土器）  
15-22：住居跡内堆積土出土（石器）  
23：住居跡内堆積土出土（鐵器）



第24図 第11b住居跡出土遺物（土器・石器）

## (8) 第13住居跡

(遺構の確認) 遺跡西側縦斜面、AM-58区周辺の表土を20~30cm掘り下げるとき暗黄褐色細砂層に達する。この面で黒褐色土の分布と一部露出した敷石を確認する。住居跡の存在を推定し、第13住居跡とする。

(重複・増改築) 不明。西側敷石に多少レベル差が認められる。しかし、十分吟味できていない。

(平面形・方向) 床面の分布、壁等検出できなかつたので平面形、方向はわからない。

(堆積土) 表土下に薄く(5~10cm) 黒色シルト層が堆積している。その下は床面(敷石)となる。この黒色シルト層は搅乱のためかなり途切れている部分もある。

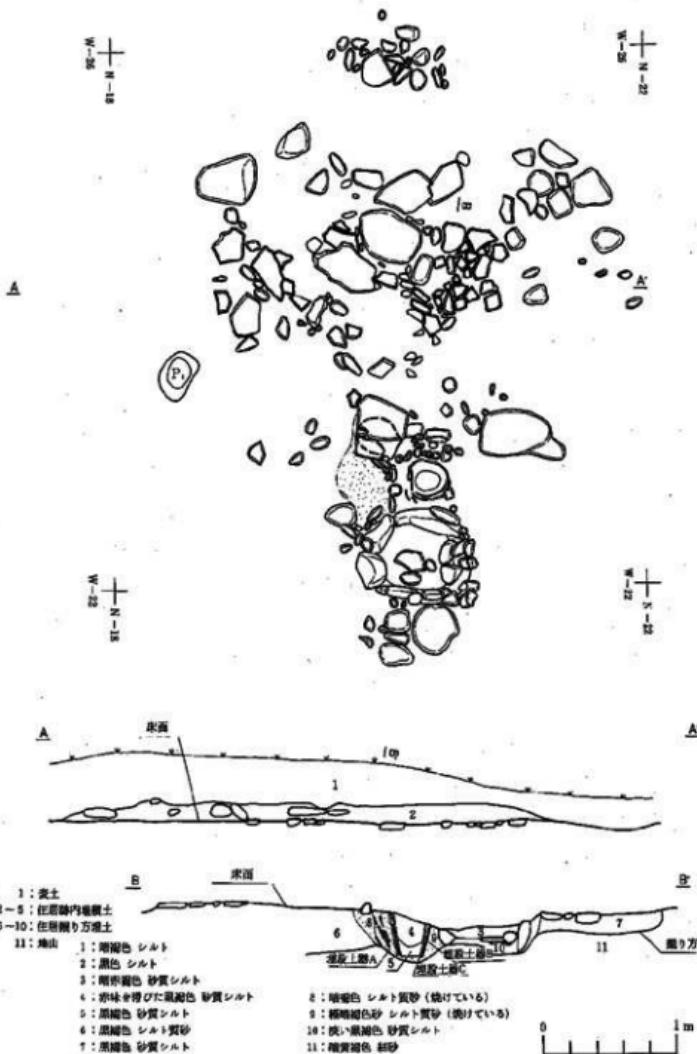
(壁の状況) 搅乱のため検出できなかつた。

(床面) 炉の西側にはかなり広範囲に平坦な石が敷かれている。敷石は一様ではなくかなりまばらな部分もある。使用されている石は縁のとれた河川成のものと、縁の角張った板状のものがある。両者は同等に用いられているようである。敷石のない部分の床面はやわらかい。床面の敷石をはがすと、その下に住居の掘り方が検出された。

(柱穴) 検出できたピットは1個(P<sub>1</sub>)だけ、他に柱穴らしいものは確認できなかつた。このピットは床面からの深さ14cmで、中には暗褐色砂質シルトが入っていた。

(炉) 住居敷石の東端に位置している。長軸方向は西北西- 東南東を指す。この炉は土器埋設石囲部・敷石石組部・敷石部からなる土器埋設石組複式炉である。後方にある敷石部は敷石石組部の側壁とほぼ同じ高さになっている。全体の大きさは長軸180cm、短軸90cmを示す。土器埋設石囲部は底部を欠く二個体分の土器を重ね合わせて埋設し、その周囲に土器片を詰めている。埋設土器内部から焼土や木炭の検出はないが、土器およびその周囲の土は赤みがかった褐色を呈し焼けているものと思われる。敷石石組部からも焼土、木炭の検出はないが側壁および奥壁の石はかなり風化が著しく、ボロボロになっている。また、色も赤味ががっていることから、かなり強い火熱を受けたものと考えられる。敷石部は火熱を受けた痕跡が認められない。土器埋設石囲部西側の敷石を剥がすと、その下に完形に近い深鉢形土器が横位に置かれてあった。土器(内部の土は火熱を受けた痕跡がない)とその周囲の土は赤褐色に焼けていたが、その上にのっていた石(敷石)に火熱を受けた痕跡はなかった。また、炉の掘り方との間にも切り合い関係は認められない。

(遺構の年代決定) 住居構築時の年代は炉埋設土器によって推定することができる。炉西側の横位土器はその年代とほぼ同じと思われるが、その性格については吟味の必要がある。



第25図 第13住居跡

## (9) 第14住居跡

(遺構の確認) 遺跡の西側、第11a, b住居跡の南方の調査区BA-66区付近の約20cmの表土直下の黄褐色砂礫層で炉跡が検出された。

(重複・増改築) 土器A・B・C・Dはそれぞれ黄褐色砂礫層を約10~20cm程掘り下げ埋設している。また、それぞれの土器の周囲の土は火熱で赤変し、土器B・Cを囲む石も火熱のためもろくなっている。土器Aの上には敷石の一部とみられる扁平な石が覆いかぶさっている。土器Dの南上に石が部分的にかぶさる形で検出された。埋設土器A, B, Cはそれを囲む石と埋めた土の状況から同じ炉のものと思われる。土器Dはそれに伴うものかあるいは別個の炉の一部であるかは確認できなかった。また、この土器の東側に縦に並んでいる数個の石は炉の石組部の一部と推定される。これが埋設土器Dと組合う可能性もある。

以上の点より住居の重複が考えられるが断定はできない。

(平面形・方向) 住居の掘り方が黄褐色砂礫層まで掘り込まれ、東側3分の1が検出された。方形かまたは長方形を呈すると推定される。しかし、埋土からは検証することができなかったが、住居の重複または、増改築の可能性もあり、それにより前述の形態を呈したのであろう。

(堆積土) 耕作のため、すべて搅乱を受けている。

(床面) 炉の周囲に数個の扁平な川原石と割石が存在するがまとまりがない。炉の状態から推定すると住居廃棄後に抜き取られたか、搅乱を受けて部分的に残ったものと思われる。

(柱穴) 炉を中心に合計13個のピットが検出された。 $P_2 \cdot P_3 \cdot P_4 \cdot P_5 \cdot P_6 \cdot P_7 \cdot P_9 \cdot P_{10}$ ,  $P_{12} \cdot P_{13}$ はそれぞれ重複しているが埋土が近似しており、新旧関係を検証することはできなかった。 $P_6 \cdot P_7$ は巨礫の抜き取痕のような凹である。

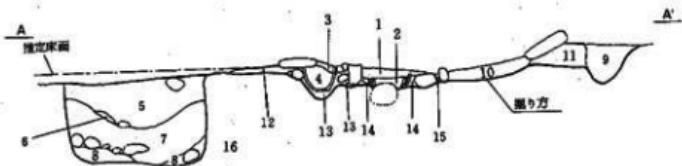
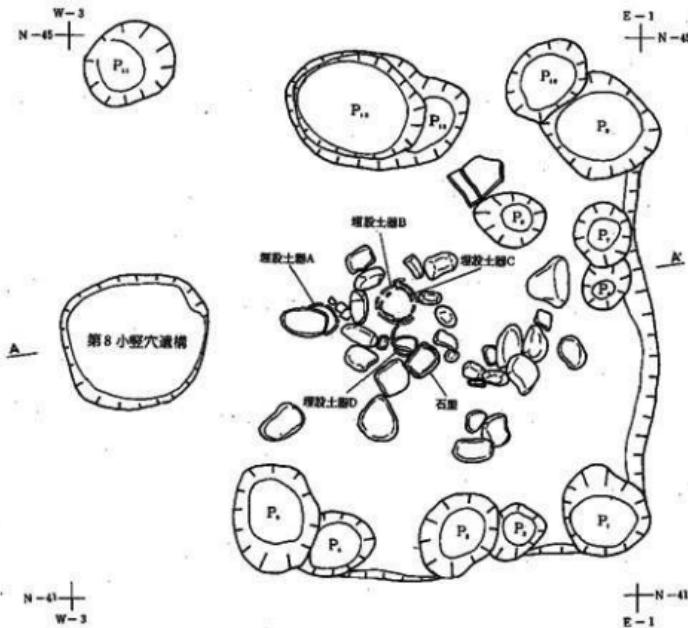
(周溝) 不明である。

(炉) 大略は(重複・増改築)の項で述べた如くである。埋設土器A-B, Cの長軸はほぼ西-東を指す。形態は埋設土器の東方にやや斜めにたてかけた石が石組部の一部と推定されるので、土器埋設部・土器埋設石囲部および石組部で構成されると思われる。石組部は敷石石組と石組とが存在するのかも知れないが確定できない。

(その他の施設) 不明。検出されなかった。

(遺構の年代決定) 埋設土器A, B, C, Dが最重要資料である。

Pit No.	$P_1$	$P_2$	$P_3$	$P_4$	$P_5$	$P_6$	$P_7$	$P_8$	$P_9$	$P_{10}$	$P_{11}$
床面からの深さ	27.5cm	24.5cm	39.5cm	36.5cm	45.5cm	21cm	22.5cm	34.5cm	44.5cm	28.5cm	
堆積土	褐褐色 砂質シルト										
$P_1$	$P_2$	$P_3$									
49.5cm	68.5cm	83.5cm									
堆積褐色 砂質シルト	褐褐色 砂質シルト	褐褐色 砂質シルト									



- |                            |                          |                    |
|----------------------------|--------------------------|--------------------|
| 1: 黒褐色 砂質シルト (少量の炭化物混入)    | 9: 暗褐色 砂質シルト             | 第1~4・9: 住居(卯)跡内埋積土 |
| 2: 黒褐色 シルト                 | 10: 暗褐色 シルト質細砂 (粗砂 中礫混入) | 10~15: 住居掘り方堆土     |
| 3: 黒褐色 砂質シルト               | 11: 暗褐色 シルト質粗砂           | 5~8: 第8小空穴通槽埋土     |
| 4: 黒褐色 シルト (フレーク1点出土)      | 12: 暗褐色 シルト質粗砂           | 16: 地山             |
| 5: 暗褐色 砂質シルト               | 13: 暗褐色 砂質シルト            |                    |
| 6: 褐色 粉砂                   | 14: 暗褐色 砂質シルト (鐵土)       |                    |
| 7: 暗褐色 砂質シルト (木炭・骨片・土器片混入) | 15: 暗褐色 砂質シルト            |                    |
| 8: 單褐色 粗砂質シルト              | 16: 單褐色 砂質シルト            |                    |

第26図 第14住居跡

## (10) 第15住居跡

(遺構の確認) 遺跡の西側、第13住居跡の南側に隣接した調査区、A L-54区付近約20cmの表土下に埋設土器・敷石石組の複式炉跡が検出された。この位置は昭和46年度の調査で発見された第2住居跡の炉の北西約3mの距離にある。この位置は東から西にややゆるい傾斜を成し、東上の平坦面との比高は約50~60cm程ある。

(重複・増改築) 一次調査で検出された第2住居跡とは距離の点で重複の可能性もあるが、床面直上まで表土となっているため検出できなかった。炉の増改築は認められない。

(平面形・方向) 表土の搅乱がほぼ住居床面の深さまで達しており、平面形はわからない。  
(堆積土) すべて搅乱されている。住居掘り方に埋めた土は暗褐色を呈する砂質シルトを中心には多量に入れる。

(壁の状況) 不明。

(床面) 住居掘り方に埋めた砂質シルトをほぼ同レベルにならし固めて床面としている。炉埋設土器を中心にその北西約40~50cm程の半円形に固くしまっている部分が分布する。他は耕作や樹木の根により搅乱を受け、その分布範囲を確認することが不可能であった。しかし、炉の北西約160cm程離れた位置、地表に出ている部分で高さ約30cm、径80cm程の巨礫が地山に喰い込んでいる。住居の掘り方もこの南端まで確認されたので、床面の北端はここまでと推定される。

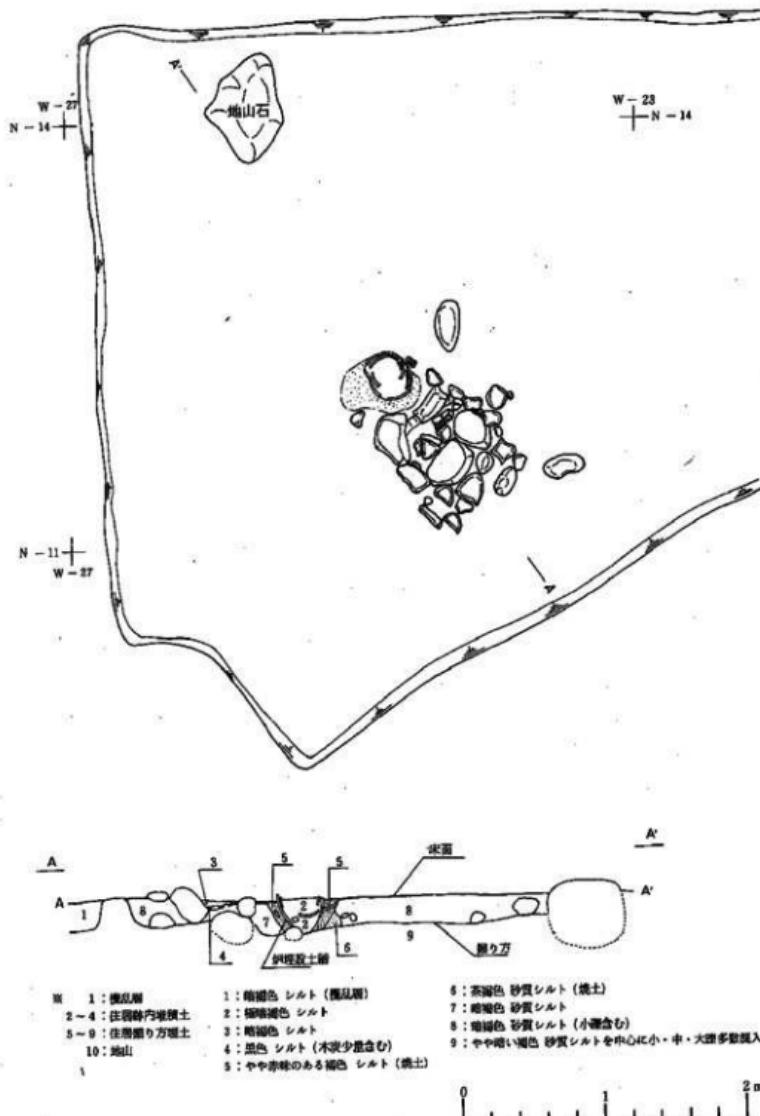
(柱穴) 床に使用されている土が暗褐色を呈しており、慎重に掘り下げを行なったのであるがピットは確認できなかった。

(周溝) 不明。検出できなかった。

(炉) 住居における炉の位置はプランが確認されないため不明である。長軸は北西-南東を指す。この炉は北西に埋設土器、南東に敷石石組部、その南東に9個のやや扁平な石を敷石石組部の側壁とほぼ同じレベルに敷いている部分の3部分から構成される土器埋設石組複式炉である。なお、埋設土器の周りには石圓は存在しない。敷石石組部はほぼ長方形を呈する。この炉の大きさは長軸約130cm、短軸約80cmである。埋設土器は二重であり、内側の土器は胴上3分の1だけである。外側には底部が欠損した土器を埋設している。埋設土器内の堆積土は極暗褐色を呈するシルトで木炭、焼土等は認められない。土器の周りの土は火熱により赤変している。また、敷石石組部内は底面直上1~2cm程の厚さで木炭、灰少量を含む黒色シルト層があり、その上に暗褐色のシルト層が堆積している。

(その他の施設) 不明。検出できなかった。

(遺構の年代決定) 炉埋設土器が最重要資料である。



## (11) 第16住居跡

(遺構の確認) 遺跡南西緩斜面、AS-54・55区周辺の表土を20~30cm掘り下げるに褐色細砂層に達する。この面で遺構の存在(黒褐色土の落ち込みと炉跡の一部を発見)を確認し、第16住居跡とする。

(重複・増改築) 炉が重複している。住居の重複か否か十分検証できなかった。

(平面形・方向) 限丸台形の主体部に巾1.4mの張出し部が北東につく。主体部の大きさは上底3.1m、下底3.7m、高さ3.5m

(堆積土) 表土下住居跡内には黒褐色ないしは黒色のシルト層がほぼ全域に分布する。住居北側ではその下にさらに褐色ないしは暗褐色の細砂層が分布し、床面となる。

(壁の状況) 壁は褐色の細砂層で部分的に崩れていますが、全体的に7cm程の高さで残っています。住居南側の壁沿には1~2列の縁石(抜取り痕もある)が認められる。

(床面) 炉土器埋設石組部の周囲およびその北側に平坦な石が敷きつめられている。石と石の間には礫が詰められている部分もある。敷石は大部分河川成のものであるが、中には縁の角張った板状のものもある。床面の敷石のない所は柔らかい。住居北側の壁に近い部分では地山へ続く石が4個床面の上に突き出している。床面の下には掘り方がある。

(柱穴) 柱穴と考えられるピットは四隅にあるP<sub>1</sub>~P<sub>4</sub>である。

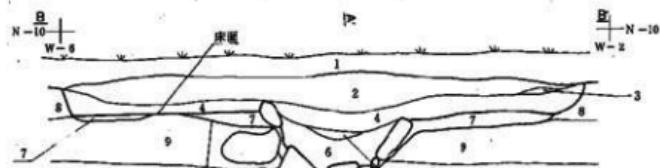
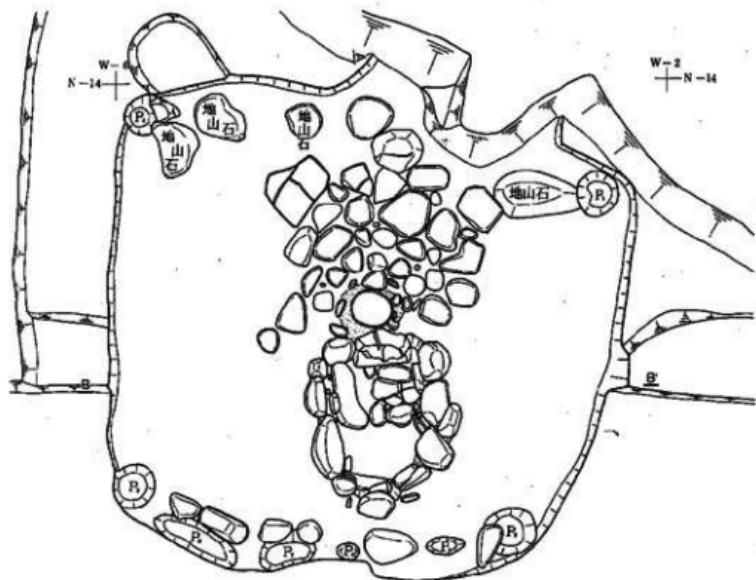
(周溝) 検出されなかった。

(炉) 位置は住居中央から南側の壁。長軸は北北東-南南東方向。この炉は土器埋設石組部敷石石組部・石組部(閉鎖)からなる土器埋設石組複式炉である。大きさは長軸174cm、短軸110cm。埋設土器内部下層には黒褐色粘土質シルトが入っている。敷石石組部から焼土は検出されなかったが側壁、特に奥壁は著しく焼けている。石組部の底はたたきしめられたように固い。堆積土との間に肌われする。火熱を受けた痕跡はない。炉を立ち割ると、ちょうど重なり合った状態で北側に古い(壊されている)炉が検出された。残っているのは埋設土器と敷石石組部の敷石のみであるが、同様な土器埋設石組炉と思われる。

(その他の施設) 住居北東部に張出しがある。出入口と推定される。

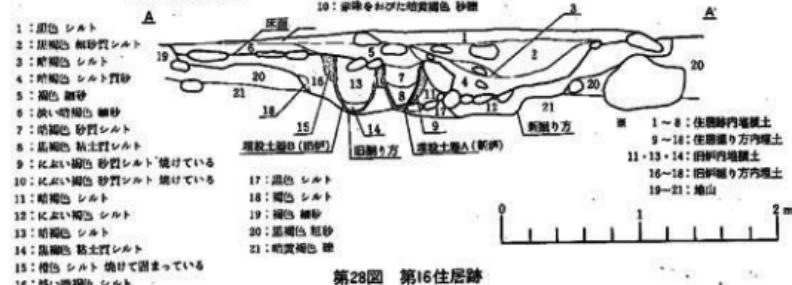
(遺構の年代決定資料) 新炉およびその住居構築年代は炉埋設土器(A)によって推定される。新炉によって切られている旧炉の構築年代は埋設土器(B)によって推定される。

Pt. No.	P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>	P <sub>3</sub>	P <sub>4</sub>	P <sub>5</sub>	P <sub>6</sub>	P <sub>7</sub>	P <sub>8</sub>
床面からの厚さ	34cm	34cm	28cm	22cm	4cm	3cm	4cm	7cm
堆積土	黒褐色 砂質シルト	黒褐色 シルト	黒褐色 シルト	黒褐色 砂質シルト	黒褐色 シルト	黒褐色 シルト	黒褐色 シルト	黒褐色 シルト



1: 淡褐色 砂炒質シルト  
2: 淡褐色 砂炒質シルト  
3: 淡褐色 砂炒質シルト  
4: 淡褐色 砂炒質シルト  
5: 淡褐色 砂質シルト  
6: 淡褐色 シルト質砂  
7: にじみ青色 シルト  
8: 淡褐色 砂  
9: 淡褐色 砂質シルト  
10: 堆みをわけた砂質褐色 砂層

3: 灰土および塊乱層  
2-6: 住居跡割り方内埋土  
7: 住居跡割り方内埋土  
8-10: 地山



第28図 第16住居跡

## (12) 第17住居跡

(遺構の確認) 遺跡の南端、BA-56区付近の平坦面に位置し、第16住居跡の北側に隣接する。表土が約30~40cm程あり、暗褐色を呈するシルト層に土器埋設石組複式炉跡、および敷石が確認された。

(重複・増改築) 炉の埋設土器を中心として約250~300cmの楕円状の範囲に敷石(上部敷石)が分布する。さらにその敷石下約2~5cmに黒褐色の砂質シルトがあり、その下にさらに、扁平な川原石がほぼ同じレベルで数10個が東西、南北それぞれ約3mの円状に分布する。この下部敷石の分布は炉埋設土器の西側に片寄っている。長軸の延長方向、すなわち埋設土器A・Bの西側に土器が1個埋設されており、土器A・Bにより切られた形で存在する。土器Cの周囲の土は火熱により赤変していることから炉跡の一部と推定されるが、新炉に伴うものではない。これに伴う炉石組部は存在しないが、現存の炉石組部により破壊されたものと思われる。

(平面形・方向) 上部敷石をもつ住居の壁と思われる立ち上がりが炉の東側約2mの距離に部分的に検出されたが、全体のプランを推定するには足らない。

(堆積土) 表土下に2~10cm程の厚さにボサボサした黒褐色を呈するシルト層が存在しているが、これが住居廃棄後の堆積土と推定される。搅乱が激しくほとんどが表土と混じりあっている。

(壁の状況) 前述したように上部敷石をもつ住居では東側に長さ約50cm、床面との比高2~3cm程に部分的に検出されたのみである。また、下部敷石をもつ住居の壁も不明である。

(床面)(重複・増改築) の項で述べた如く敷石が二重になっている。上部の敷石は一般に凹凸がひどく、敷石間のレベル差は大きいところで約10cmもある。また、下部敷石間のレベル差は大きいところで7~8cmあるが全体的には差はない。いずれの石もすべて扁平な川原石を使用している。

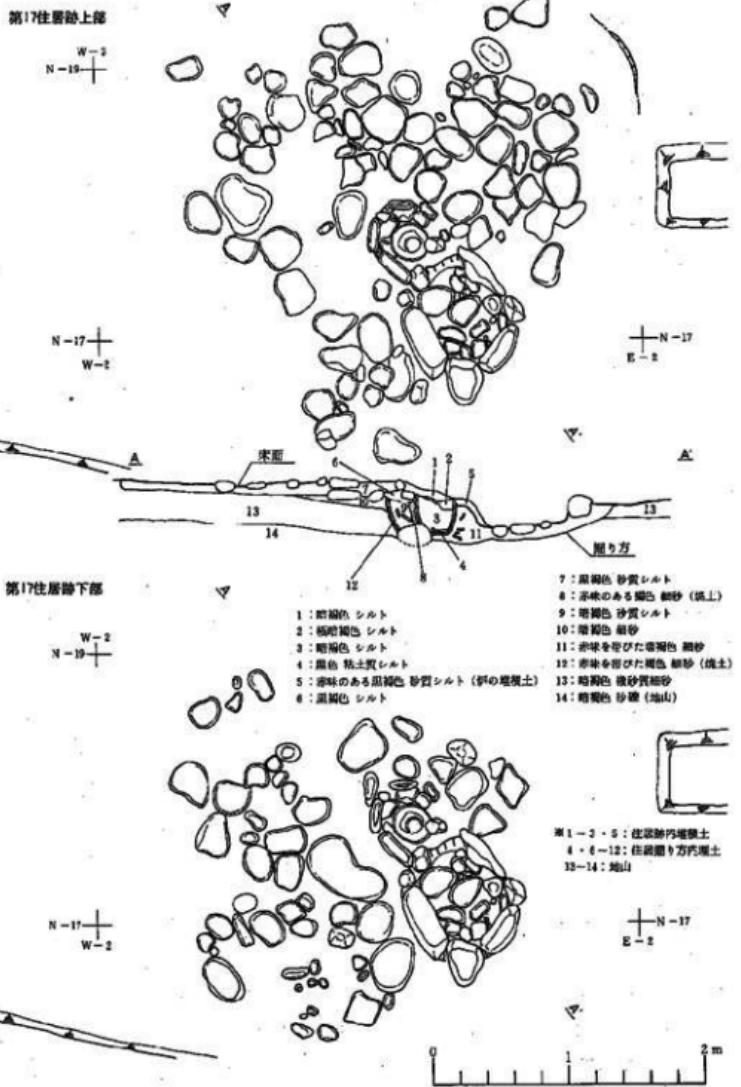
(柱穴) 検出できなかった。

(周溝) 不明。

(炉) 住居における炉の位置は敷石の分布から推察すると中央部から南東側に寄っていると思われる。長軸は北西-南東を指す。炉は土器埋設石囲部・敷石石組部の二部分より構成される。埋設土器は胴下半部を欠いており、その底に土器底部を別に敷いている。

(その他の施設) 不明である。

(遺構の年代決定) 炉埋設土器A・Bが最重要資料である。



第29図 第17住居跡

## 小堅穴遺構

### (1) 第1小堅穴遺構

第9住居跡の西側に存在する。形態は直径約110cmの円形で、遺構確認面からの深さは約30cmである。内部は中～巨礫を埋めてあり、特に底部近くの巨礫間は中礫で固めている。遺構中心からやや北寄りの暗褐色土上面から頭部、腕部、脚部を欠いた板状土偶が出土した。しかし、表土直下であるためこの遺構に伴うものかはっきりしない。

### (2) 第2小堅穴遺構

第9住居跡の東側に隣接した地点で表土直下の黄色砂礫層上面で確認された。ほぼ橢円形を呈し、長軸は北東～南西を指す。その北東端に一個体の深鉢形土器が胴上半を欠き土圧によりつぶされた状態で検出された。小堅穴内の土は黄味のある暗褐色砂質シルトで細・中礫を含みサラサラしているが、土器内の土は黒褐色シルトである。

### (3) 第3小堅穴遺構

第2小堅穴遺構の東側に隣接した地点で検出された。形態、規模の点で第2小堅穴と近似する。遺構内東端に胴下半から底部に至る土器が底部を上にし、ふせた状態で出土した。遺構内の土は小～大礫を含む黒味の強い暗褐色砂質シルトである。

### (4) 第4小堅穴遺構

第5住居跡の東側約1mの距離に隣接する。かどのとれた台形を呈し深さは140cm程ある。埋土1～5層は黒褐色ないしは黒褐色のシルト層である。遺物は第5, 7層から少量の土器片が出土しただけである。第9, 11, 13, 14, 15層は地山の砂礫層に黒褐色のシルトが少量混入する程度である。10, 12層はシルトが主体をなす。

### (5) 第5小堅穴遺構

第8住居跡の南側に位置し、住居と切り合った形で存在する。長径約180cm、短径約120cmの橢円からダルマ形を呈し、底部は二段になって西側の方がやや深い。東端には地山に食い込んでいる巨礫がほぼ掘り方の全体を埋める。西側の一段低い部分では底面より約5cm程のところで、相当強く踏み固められて一つの面をなす。この面上より少量の骨片が出土している。遺構の南端では後世のピットとの切り合いが認められる。

### (6) 第6小堅穴遺構

第11a住居跡の南東端に位置し炉の掘り方と切り合っている。長軸が南北を指し約140cm、短軸が約110cm程の橢円形を呈し、深さは約50cmある。中央よりやや南側上部に土器を一個垂直に埋めている。土器の内部には特記すべき混入物はない。

### (7) 第7小堅穴遺構

第6小堅穴遺構の北東、第11a住居跡の東側に隣接し、長軸約180cm、短軸約140cmの橢

円を呈し長軸は南東-北西を指す。遺構の南端に土器が垂直に埋設されており本炭を少量混入している。シルトで埋められている。また、掘り方内は中疊および、大疊が多量に混じる砂質シルトで埋めている。

#### (8) 第8小堅穴遺構

第14住居跡の西側約60cm離れた地点で表土下の暗褐色を呈する砂質シルト層でこの遺構が確認された。直径約100cmのほぼ円形を呈し深さは約60cmである。壁はほぼ垂直で、底面は凹凸が少ない。内部の埋土3層からは少量の骨片、木炭、および縄文中期末から後期初頭にかけての土器片数十点と袖珍土器一個等が出土している。また、中~大疊も多く含み地山の黄褐色砂疊層と同質のものがブロック状に混入している。遺構南端の1層上面には数個の扁平な川原石が重なって存在するが、これは後世に落ち込んだものであろう。

#### (9) 第9小堅穴遺構

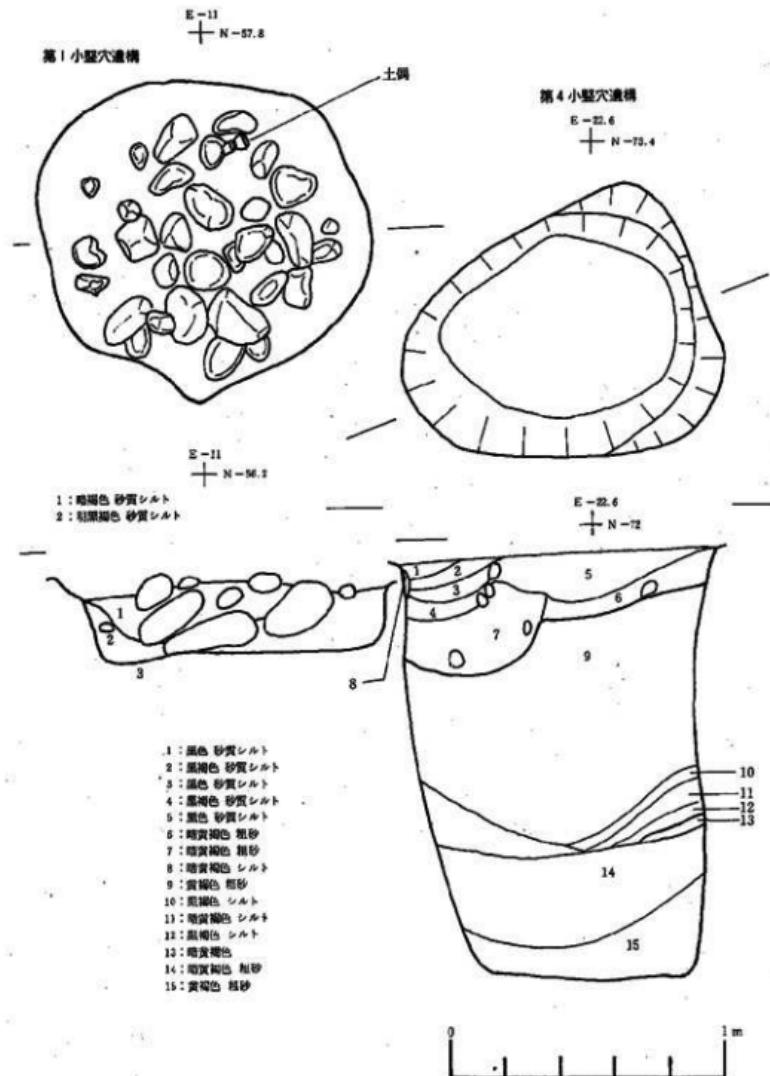
第14住居跡の東方約4m程離れ、表土面下の黄褐色砂疊層で遺構を確認した。長軸約140cm短軸約70cmの楕円からややダルマ形を呈し、長軸は南西-北東を指す。長軸の西端に深鉢が一個垂直に埋設されている。掘り方の底部は埋設された土器のある部分が最も深く、北東に行くに従ってゆるい傾斜があがっていく。掘り方向は粗砂、細~大疊を多数含む暗褐色の砂質シルトで埋めてある。

#### (10) 第10小堅穴遺構

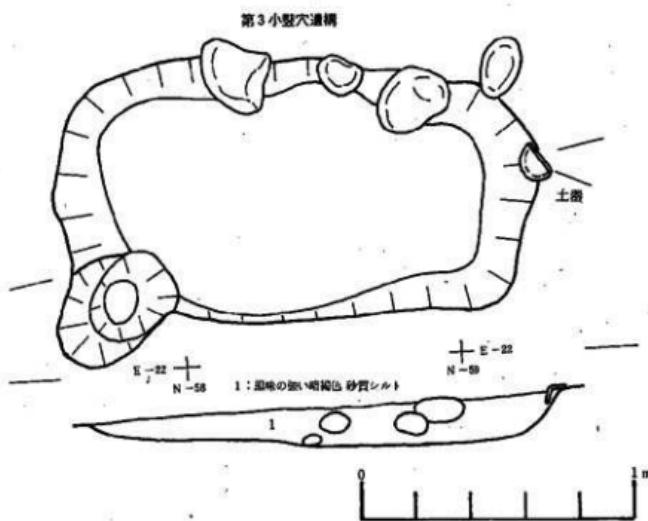
第16住居跡の南方約4.4mの地点で、暗褐色シルト質砂層に達した時、埋設土器を伴う遺構が確認された。長軸約200cm、短軸約110cmの楕円形を呈し、深さは最深部で遺構検出面より約62cmある。遺構は底部近くで黄褐色砂疊層をも掘り込んでおり、底面は舟底形を呈す。遺構の中心部よりやや南側に、底部に穿孔のある土器が埋土上部にやや東側に傾けて埋設してある。土器底部の孔は径2.5mの円型を呈し、底部中心よりやや端に寄っている。また、土器内には同土器の口縁部破片を含む極赤褐色の砂質シルトが存在し、底部より1~2cm程が固くしまっている。また、掘り方向の埋土は小~大疊を含む黒褐色の砂質シルトで土器、石器等の遺物は全く含まない。

#### (11) 第11小堅穴遺構

遺跡の南側平坦面の表土下暗褐色シルト層で確認された遺構である。長軸約70cm、短軸約50cmの楕円形を呈し長軸は南東-北西を指す。遺構検出面からの深さは浅く12cmであるが、遺構の北端に埋設された土器は地山に食い込んでいる四個の巨疊で囲まれている。この土器の底部中央には径約2cmの穿孔がある。埋土は一層で埋設土器とは異個体の土器片が数点出土している。

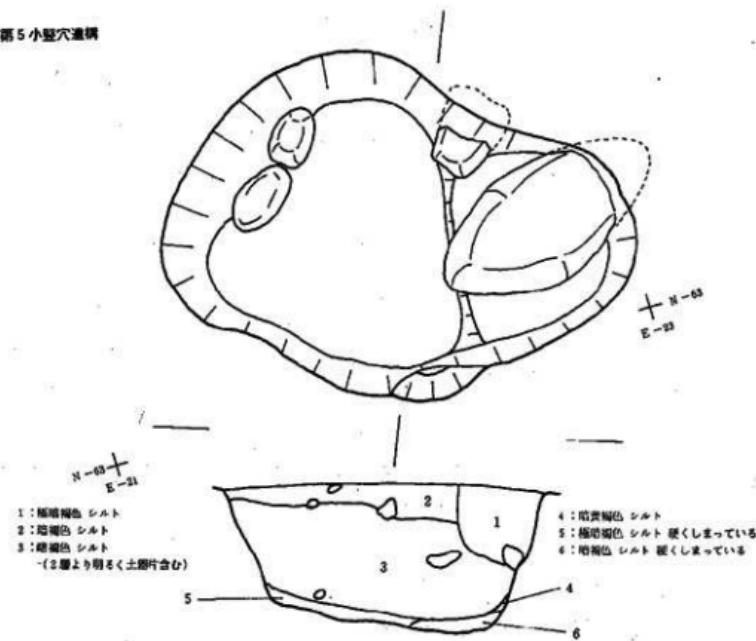


第30回 第1・第4小型穴遺構

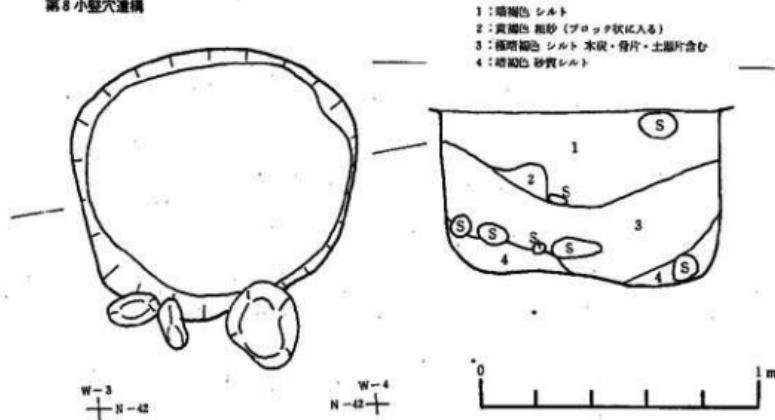


第31図 第2・第3小型穴道構

第5小堅穴遺構

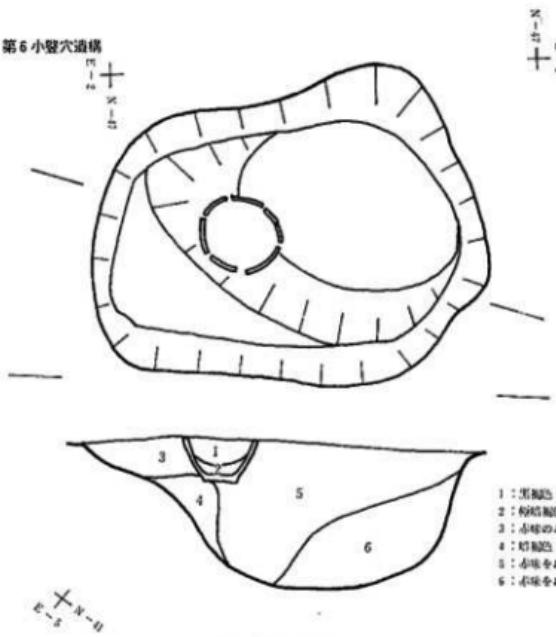


第8小堅穴遺構

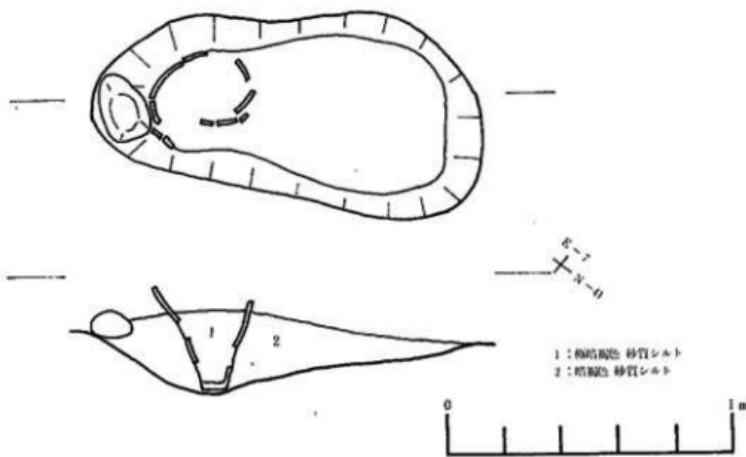


第32図 第5・第8小堅穴遺構

第6 小壁穴造構

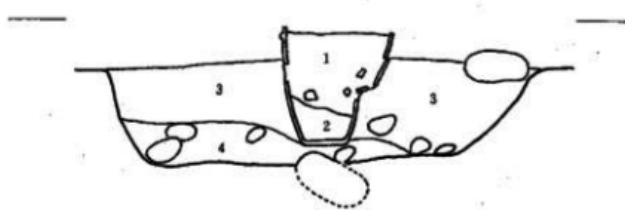
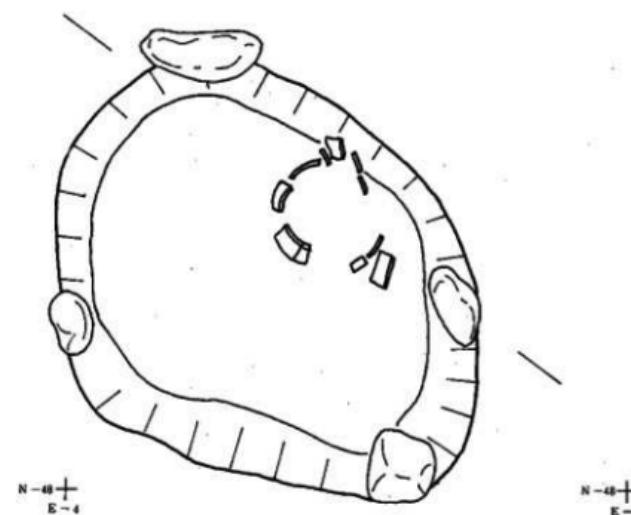


第9 小壁穴造構



第33図 第6・第9小壁穴造構

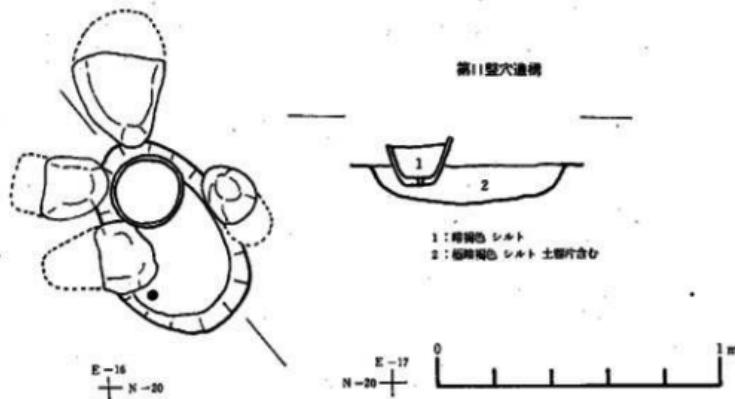
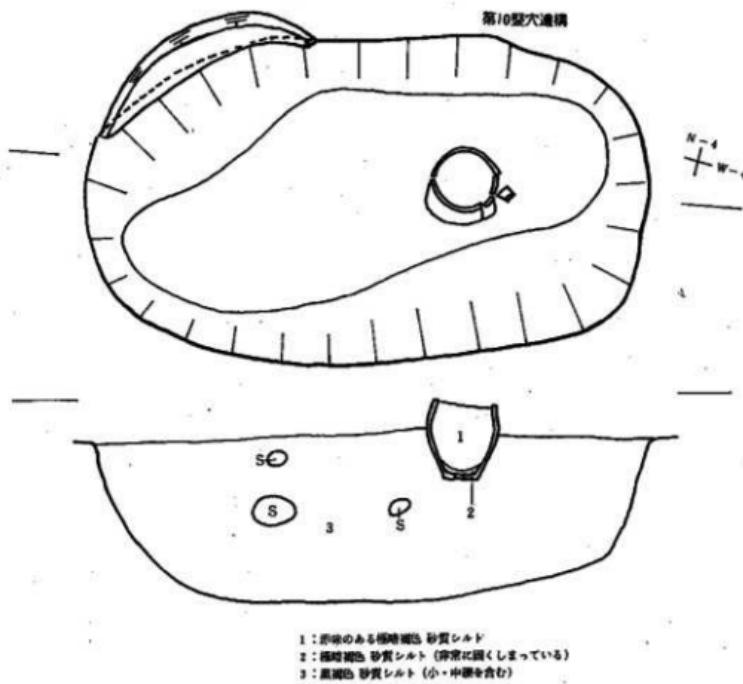
第7小竪穴造構



- 1: に赤い黄褐色 シルト 木炭微量混入
- 2: 褐色 シルト 木炭混合む
- 3: に赤い黄褐色 砂質シルト
- 4: オリーブ灰褐色 砂質シルト



第34図 第7小竪穴造構



第35図 第10・第11号小堅穴遺構

## 埋設土器遺構

### (1) 第6埋設土器遺構

表土を掘りあげ、にぶい黄褐色の砂礫層（地山）に達すると土器が埋設されていることを確認。第6埋設土器遺構とする。位置はB F- 70区、第9住居跡の南側である。この埋設土器のまわりを精査すると、90×60cmのかなり大きい掘り方が検出された。掘り方の埋土は黒褐色砂質シルトである。土器は胴下半部でその上は欠失している。内部の土は下層が黒褐色砂質シルト、上層が極暗褐色砂質シルトで混入物は礫を除いて特に認められない。

### (2) 第7埋設土器遺構

第6埋設土器遺構の南西1.6mの地点（B F- 69区）にも同様な埋設土器が確認された。第7埋設土器遺構とする。遺構確認面は南側が褐色の砂質シルト層で北側は黄褐色の砂礫層である。埋設土器のまわりには梢円形（大きさ90×50cm）のかなり大きい掘り方が検出された。内部の埋土はオリーブ黒色の砂質シルトである。土器は胴下部で他は欠失している。底部には穿孔が認められる。土器内部には黒褐色砂質シルトが入っていたが混入物は特にならない。

### (3) 第8埋設土器遺構

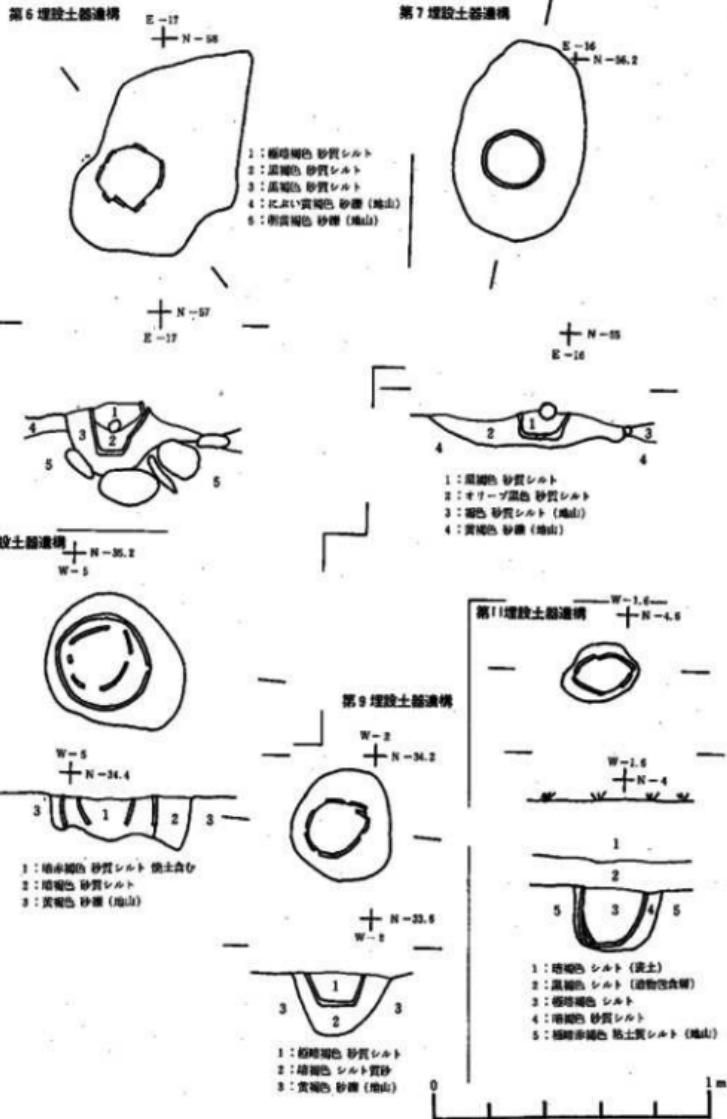
遺跡西側斜面に近い平坦面上、A S- 62区は表土を約30cm掘りあげると黄褐色砂礫層（地山）に達する。この面で二重に埋設された土器を確認、第8埋設土器遺構とする。埋設土器のまわりには、僅かに土器より大きい輪郭で掘り方が検出された。掘り方の埋土は暗褐色の砂質シルトである。二重に埋設されている土器は外側が胴部で内側が胴下部である。中に入っている土は両者とも暗赤褐色の砂質シルトで、焼土を僅かに含む。

### (4) 第9埋設土器遺構

第8埋設土器遺構の南東3mの地点（A T- 62区）にも埋設土器が確認された。遺構確認面は黄褐色砂礫層（地山）である。第9埋設土器遺構とする。第8埋設土器遺構同様、埋設土器のまわりに僅かにそれより大きい掘り方を検出した。掘り方の埋土は暗褐色のシルト質砂。土器は底部に近い胴下部で、その上は欠失している。内部の土は極暗褐色砂質シルトで混入物は特にならない。

### (5) 第11埋設土器遺構

遺跡南側緩斜面には表土下に10~20cmの遺物包含層が堆積している。この遺物包含層を掘りあげると極暗赤褐色の粘土質シルト層（地山）に達する。この面で埋設土器の存在を確認、第11埋設土器遺構とする。位置はA T- 52区、第10小窓穴遺構の南東3mの地点である。埋設土器に接して掘り方が認められた。掘り方の埋土は暗褐色の砂質シルトである。埋設土器は二個体分の土器を組み合わせているが、両者とも胴上半部は欠失している。土器内部には極暗褐色のシルトが入っていたが、その他特に混入物は認められなかった。



第36図 埋設土器遺構

### 遺物包含層

(1) 北側斜面に分布する遺物包含層：遺跡北から北西端にかけての段丘の急な傾斜をなす部分に遺物包含層が分布する。段丘の平坦面と下の水田との比高は約2m程ある。この遺物包含層の基本的な層位は次の4層であり、その下の地山は数層に分類される。

第1層 ポサボサしている。暗褐色砂質シルト。(表土)

第1b層 極暗褐色砂質シルト、間隙性がやや大きく僅かに粘りがある。(搅乱された遺物包含層)

第2a<sub>1</sub>層 黒褐色砂質シルト、ややしまりがあり、僅かに粘りがある。(遺物包含層)

第2a<sub>2</sub>層 やや赤味のある黒褐色砂質シルト、間隙性がやや小さく、僅かに粘りがある。(遺物包含層)

第2b層 黒色砂質シルト、2a層と同様、しまりがあり、僅かに粘りがある。(遺物包含層)

第3層 暗褐色砂質シルト、小~大礫を多数含む。僅かに可能性がある。(地山)

第4層 黄褐色砂礫層、粗砂を主体にし小~巨礫を多数含む。可塑性はほとんどない。(地山)

第1b層は搅乱を受けてはいるが第1層とは明確に分層可能なものである。第2a<sub>1</sub>層は調査区A S-75~B A-75Eの範囲に分布するだけである。また、2a<sub>2</sub>層は北斜面一体に広範囲に分布する。第2b層はA T-74~75区にその分布がみられる程度である。遺跡全体の基盤をなす黄褐色砂礫層直上に分布する第3層は調査区ごとで数層に分層されるが無遺物層である。

発見された遺物は縄文時代中期~後期初頭の土器、および石器である。第2a<sub>1</sub>層中より口縁部欠損の双口土器が出土している。他にまとまりのある土器はなくほとんどの破片が磨滅している。

(2) 南側斜面に分布する遺物包含層：遺跡の南側は段丘の凹地状になっている部分で、非常にゆるやかな傾斜をなしている。46区~54区にあたるこの部分にかなり広範な遺物包含層の分布が認められる。

B A-46~53区の層位は次のようになる。他の部分でも地山の違いを除いてはほぼ同じである。

第1層 極暗褐色砂質シルト、ポサボサしている。(表土)

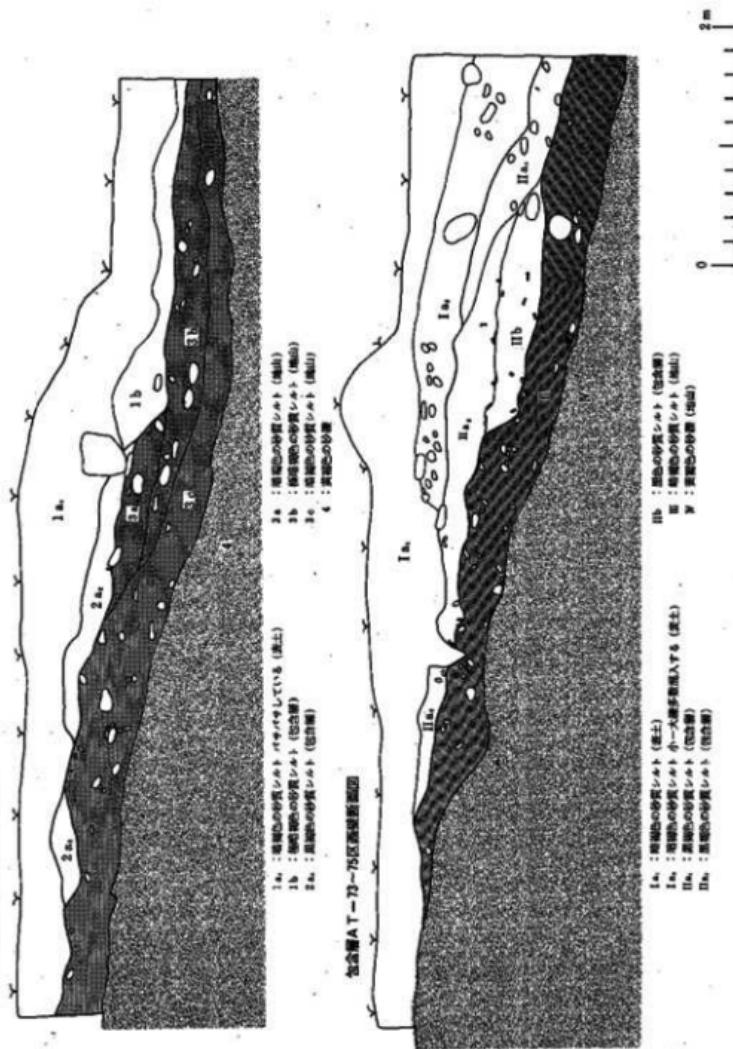
第2層 黒褐色シルト、僅かに粘りがある。遺物を含む。(遺物包含層)

第3層 僅かに暗い褐色細砂。(地山)

第2層は厚さ10~20cmの単層でこの南側斜面全域に分布する。しかし、かなり搅乱が激しく、比較的良く残っていたのはA R-T-52~53区のみであった。

遺物包含層から発見された遺物は縄文時代中期末~後期初頭のものである。

包含層A R-72-74区断面図



第37図 遺物包含層

## 6. 調査の成果と問題点

今回の調査によって明らかになった点を最後にまとめ、さらに問題点を指摘しておくことにする。

### I 遺物

遺物はダンボール箱で約40箱分ある。現在十分整理が済んでいないのでその詳細を報告することはできない。従って、本書に収録した遺物も第4住居跡・第5住居跡・第10住居跡・第11b住居跡出土のものに限定してある。

ところで、遺物をその出土状況によって区別すると次のようになる。1. 石積の中から発見されたもの。2. 表土から発見されたもの。3. 住居跡から発見されたもの。4. 小豊穴遺構から発見されたもの。5. 埋設土器遺構から発見されたもの。6. 遺物包含層から発見されたもの。このうち、1と2は明らかに後世人間によって原位置から動かされたもので、当時の人の営みをそのまま反映しているものではない。3~6の遺物はその点まことに貴重なものである。このような状況で発見されたものには土製品として各種土器・円板状土製品・土偶、石製品として磨製石斧・石鎌・石ヒ・石錐・各種スクレイバー・凹石・石皿・磨石・石棒等がある。前にも述べたように遺物の整理がその途上にあるため量的な関係は明確にはできないが、もっとも多いのは土器である。また、特に少ないので土偶・凹石・石錐・石棒等である。

土器は器形として深鉢形のものが多いが、その他に浅鉢・注口・蓋形のものもある。また、袖珍土器等も認められる。このような土器は大部分製作されたものがそれぞれの目的に合った形で使用され、廃棄されたものと思われる。しかし、土器にはそれ以外に転用されたものもある。炉埋設土器・小豊穴遺構埋設土器・埋設土器遺構の土器等が代表的である。炉埋設土器には胴上部と底部を打ち欠くことによって形を整えているものもある。また、後二者の場合でも底部に円い穴を焼成後あけているのが認められる。これらの土器はいずれも貯蔵・煮沸・分配等の機能を失うと同時に、他のまったく別の機能を付与されたものと言える。

以上のような土器を器形・文様表出技法・工程・文様構成等の諸特徴から分類すると、いずれも縄文時代中期末~後期初頭と考えられているものと一致する。すなわち、大木10式土器から宮戸I b式土器の時期以前のものである。<sup>13</sup>しかし、これらの中にはかなりバラエティーがあり、それらの各々を組合せを踏まえながら年代的に編成することは今はできない。今後の整理を待たねばならないことである。ただ、少なくともこれらの土器の存在によって菅生田遺跡が縄文時代中期末から後期初頭の遺跡であることは明らかである。

土器以外の土製品、そして石製品に関してはその中に含まれる問題は大きい。しかし、今はそのような問題について述べることは差し控えなければならない。

## II 遺構

今回、白石バイパス路線敷から発見された遺構は住居跡 10 例、小豎穴遺構 11 例、埋設土器遺構 5 例である。この他に東北自動車道路線敷の調査およびそれに先立つ試掘調査によって、住居跡 5 例、埋設土器遺構 5 例が発見されているので、それをあわせると住居跡の総数は 15 例、埋設土器遺構は 10 例となる。それぞれの遺構のもつ問題点について述べることにする。

### (1) 住居跡

〔平面形の問題〕 菅生田遺跡から発見された住居跡のうち、平面形が判明したものは、第 5 住居跡・第 11b 住居跡・第 16 住居跡の三例である。第 5 住居跡は北西  $\frac{1}{3}$  が破壊されていたため確認できなかったが、形は円形に近いと思われる。第 11b 住居跡と第 16 住居跡は隈丸台形をした主体部の下底に張出し部がついたものである。これらはいずれも豎穴の壁に沿って柱穴が認められる。壁が壊されていて平面形を確認することはできなかったが、同様な柱穴の配列が推定されるのは第 9 住居跡である。これは床面までほぼ完全に搅乱を受けて、炉跡と柱穴状のピットのみが検出された例である。炉跡を中心にして、二重に円を描くピットの配列が認められた。以上の例は壁に沿って柱穴がならぶ例であるが、この他に炉を中心として、ほぼ正三角形に近い形で三個の柱穴状のピットが配されているものがある。第 4 住居跡、第 8 住居跡である。従って、菅生田遺跡では平面形として円形と隈丸台形（後者は張り出し部が検出されている）の二つのタイプがあること、そして柱穴にも壁沿いにならぶものと、三角形に三個配されるものの両者があることが理解できる。しかし、菅生田遺跡では壁や柱穴を検出できなかったものも少なくない。従って、すべてこのような形態で律することはできない。一つの傾向として理解するのが妥当であろう。

ところが、住居の壁や柱穴が検出されないものが少なくないことには多少理由がありそうである。一つは後世の搅乱によって調査前に破壊されてしまっている場合である。しかし、このような場合は搅乱が床面におよんでさえいなければ、少なくとも柱穴は検出できたはずである。にもかかわらず、第 10 住居跡では住居跡内堆積土が残っていたのに柱穴を検出できなかったのである。それは、少なくとも柱穴が存在しなかった（掘立柱ではなかった）という理由ではなさうである。第 10 住居跡の場合、住居中央にこそ黒褐色土の堆積が認められたが壁に近いと考えられる部分には暗褐色の砂質シルトが堆積していたのである。これは壁をなすと考えられる地山の土とほとんど見わけがつきにくい。地山の暗褐色シルト質砂層が流れ込んだものと考える他ない状況であった。つまり、粘性と可塑性のない砂を主成分とする土壤が豎穴の壁をなしている場合、それを支えるもの（壁柱列など）がなくなれば非常に崩れやすくなると考えられるのである。第 10 住居跡ではこの崩れた土が柱穴をも埋めてしまったと思われる。このような現象は、からうじて壁こそ確認できたが、第 5 住居跡・第 16 住居跡でも認められる。菅生田遺

跡の場合、壁や柱穴検出の問題はどこまで崩れないで残っているかにかかっていそうである。<sup>2)</sup>

〔床面の問題〕 菅生田遺跡では床面のあり方が非常に大きな問題となる。床面の特性については大きくわけると敷石のあるものとないものになる。また、この他に第9住居跡のように床面が破壊されていて、わからないものもあるが、どちらかには含まれる。

床面に敷石のないものは第8住居跡と東北自動車道路線敷で発見されている第15住居跡の二例のみであり、菅生田遺跡ではむしろ特異な例と言える。

敷石のあるものは更に三つに分類される。A類：炉を中心としてその前面に敷石のあるもの。第4住居跡、第5住居跡、第11a住居跡、第16住居跡。この他に東北縦貫道およびその試掘調査によるものとして第1住居跡、第2住居跡がある。B類：住居の壁に接する部分を除いてほぼ床面全体に敷石のあるもの。第10住居跡（推定）。第11b住居跡。C類：両者の中間的なもの。第13住居跡、第17住居跡（上面および下面）。以上その他に敷石はあるが搅乱等のため分布を確認できないものとして第3住居跡、第14住居跡がある。

#### 〔炉の問題〕

〔形態の問題〕 炉を形態分類すると7類にわかる。第1類：埋設土器部と長方形の石組部で構成されるもの。第11a住居跡。第2類：埋設土器部と敷石石組部で構成されるもの。第9住居跡。第3類：埋設土器部と敷石石組部、敷石部で構成されるもの。第15住居跡。第4類：土器埋設石組部と敷石石組部、敷石部で構成されるもの。第13住居跡。第5類：土器埋設石組部と敷石石組部で構成されるもの。第8住居跡（？）、第17住居跡。第6類：土器埋設石組部と敷石石組部、石組部は後方で開口するもの。第1住居跡、第2住居跡。第3住居跡、第4住居跡、第10住居跡。第7類：土器埋設石組部と敷石石組部、石組部で構成され、石組部は後方で閉鎖するもの。第5住居跡、第11b住居跡、第16住居跡。

以上の中で大半を占めるのは第6類と第7類でその他は1~2例程度存在するに過ぎない。このように分類された炉が同じ時期にそれぞれ併行して作られたのか、それとも時期的な違いがあるのか、遺物整理の済んでいない今答を出すことはできない。ただ、第10住居跡と第11b住居跡に関しては切り合い関係が認められるので、この場合に限って、第10住居跡の第6類よりも第11b住居跡の第7類が新しいといえる。

#### 〔使用方法の問題〕 次に炉の使われ方を検討してみたい。

第5住居跡の炉は第7類にあたるが、この炉の場合埋設土器の内部や敷石石組部から焼土および灰の検出はない。僅かに木炭片が敷石石組部から検出されただけである。ところが、埋設土器とその周囲、そして敷石石組部の側壁、奥壁の石はかなり火熱を受けた痕跡が観察されたのである。熱を受けた痕跡が観察されなかったのは石組部のみである。敷石石組部において火熱を受けた痕跡が最も著しいのは奥壁の上半部で、その次は側壁の上半部である。そして敷石

および敷石に近くなる程その影響は弱まる。理由は二つ考えられる。石組部の方から差しこまれたたきぎが燃焼した場合、最も火力が強いのはその外炎部である。そして、その外炎と直接接するのは敷石石組部の奥壁と側壁の上半部なのである。また、そのようにして火が使用された場合、敷石の部分には灰や燃えかすがたまることになる。従って、敷石石組部の中では火力の影響がもっとも弱い部分となったのであろう。埋設土器も上部と下部では熱の受け方が違うようである。上部の方が土器に再酸化の特徴が強くあらわれている。

ところで、このようにして炉では火が使用されていたと思われるわけであるが、その時に生ずる灰の層が検出されないのは何故であろうか。このことについて、他の炉の場合を検討すると第15住居跡の炉を除いて第1類から第7類までほとんどのものが同じような特徴を示している。敷石石組部や石組部の内部から木炭や焼土が検出された例は第5住居跡を含めて例外的な存在なのである。こうなると、どうしても住居廃棄の時点で炉から灰や焼土を外部へ持ち出した（別な所へ持ち運ぶか捨てるか）と考えざるを得なくなる。このような現象（慣習に近いもの）が菅生田遺跡に限られることなのか、それとも時期、地域、炉の形態を問わずに行なわれたものなのか問題となろう。

（構築方法の問題）今まで第5住居跡の炉を手引きとして炉の使われ方を考えて來たが、今度はそれがどのようにして作られたか「構築方法」について検討することにする。再び第5住居跡の炉を例として使いたい。

炉を立ち割ったところ、掘り方が検出された。従って、炉をつくるためにまず掘り込みがつくられたことになる。次に、埋設土器と敷石石組部、石組部との関係を観察すると各点重なり合っていることがわかる。埋設土器の上に重なる形で認められるのは埋設土器を囲む石と敷石石組部の奥壁に使用されている石である。その上に僅かに重なって敷石があり、その次は側壁の石、石組部という順序になる。さらにこれらの上に接する形で重なっているのは住居床面の敷石である。また、この敷石と埋設土器を囲む石が兼用されているものがあることから、炉構築の最終段階は埋設土器を囲む石の配列ということになろう。これを簡単に表現すると①掘り方を掘る→②土器を埋設する→③敷石石組部を奥壁、敷石、側壁の順序でつくる→④石組部を作る→⑤埋設土器の囲りに石を配列する。ということになる。尚、各々の作業の工程で土が詰められることを忘れてはならない。尚、他の住居跡の炉においてもこのような工程が原則として成り立つかどうか検証したところ、ほぼ間違いないことが確認された。

（その他の問題）第5住居跡と第13住居跡の炉において次のような事実が確認されている。炉・土器埋設石囲部南側の敷石（床面）を剥がしたところ、下から胴上部を欠いた横位土器が発見されたのである。土器およびその周囲の土は赤褐色を呈し、かなり焼けている。土器内部の土は第5住居跡の場合、焼土が含まれるが第13住居跡では含まれない。上を覆っている床面

の敷石は両者とも火熱を受けた痕跡がない。また、炉の掘り方との間に切合関係を指摘することもできない。今、この横位土器に関して、その意味を明確に述べることはできない。しかし、住居（炉を含めた）の構築に何らかの関係があったと思われる。

炉については最後に方向を述べることにする。土器埋設石圓部によって方向を示すと、第3住居跡が南である他はいずれも北西から北東方向を示す。その中でも大部分を占めるのは北西-北であり、かなり共通した特徴をもっている。

## （2）小堅穴遺構

小堅穴遺構は平面形によって、円形ないしはそれに近いもの、長円形を呈するもののふたつに分類することができる。前者をA類・後者をB類とする。A類は内部に疊がぎっしりと詰まっているものとそうでないもの、さらに口径に対して著しく深いものに細分される。それぞれをA<sub>1</sub>類・A<sub>2</sub>類・A<sub>3</sub>類とする。A<sub>1</sub>類は第1小堅穴遺構である。A<sub>2</sub>類は第5小堅穴遺構・第8小堅穴遺構である。A<sub>3</sub>類の埋土は自然堆積の可能性は少ない。また、骨片や木炭が検出されている。A<sub>3</sub>類（第4小堅穴遺構）も自然堆積と考えられない埋まり方を示している。遺物は土器片のみで骨片等は含まれない。

以上、A類とした小堅穴遺構は掘られた後人為的に埋められた可能性が強い。またA<sub>2</sub>類からは骨片が検出されているので墓壙としての可能性を否定できない。A<sub>1</sub>類・A<sub>3</sub>類から骨片が検出されていないが酸性の強い土壤であることを考えれば、残っていないのがむしろ当然であろう。<sup>(4)</sup>

B類には土器が伴なう。その伴ない方はふた通りある。長円形の小堅穴に対しかなり底に接する形で土器が埋設されているもの、小堅穴の上部に供献されるような形で埋設されているもののふた通りである。前者をB<sub>1</sub>類、後者をB<sub>2</sub>類とする。B<sub>1</sub>類には第7小堅穴遺構、第11小堅穴遺構がある。また、B<sub>2</sub>類には第2小堅穴遺構・第3小堅穴遺構・第6小堅穴遺構・第10小堅穴遺構がある。これら的小堅穴遺構はいずれも自然堆積で埋ったものではなく、人為的に埋めて土器を埋設したものである。またB<sub>1</sub>類の第11小堅穴遺構とB<sub>2</sub>類の小堅穴遺構の埋設土器は底部穿孔が認められる。これらのものはいずれも埋葬人骨が残っていたわけではないので断定することはできないが、埋葬施設としての可能性が高いと思われる。

## （3）埋設土器遺構

埋設土器遺構はいずれも掘り方が認められる。また、掘り方が大きいものに関しては小堅穴遺構B<sub>1</sub>類と区別し難い場合もある。土器には底部穿孔のもの・底部を欠くもの・また二個体の土器を組合せたもの等がある。内部からは骨片や焼土・木炭は検出されていない。しかし、この種の遺構から幼児骨が発見されている例があることから、やはり埋葬施設としての可能性は否定できない。<sup>(5)</sup>

#### (4) 遺物包含層

遺物包含層は一次堆積か否かがもっとも問題となる。調査の段階では堆積層の特徴（間隙性等），層理面に対する遺物の出土状況等から，北側斜面に分布する遺物包含層は二次堆積の可能性が強いと思われる。

### III 遺跡の構成

発掘調査によって明らかとなった遺構や遺物相互の関係を自然的条件とともに理解することは重要である。

この菅生田遺跡は地形的に見ると白石川北岸河岸段丘の緩かな傾斜をもつ微高地上に位置している。住居跡が分布しているのは北側では斜面に近い平坦面上である。これが西側に移ると緩斜面上に立地するようになる。従って、住居跡群は斜面から平坦面へ、西から東へ帯状に、なっていることになる。住居跡と接するその南側には列状に小豊穴遺構、埋設土器遺構がならんでいる。小豊穴遺構と埋設土器遺構が埋葬施設であるとすれば、遺跡（集落）において居住区域と墓域がかなり近接していたことになる。しかし、この問題については考慮に入れなければならない点がある。それは、時間的な相互関係である。時期を限定した場合、帯状にのびる居住区域と墓域における各々の住居および墓が近接して存在していたのか、それとも離れて形成されたものが複合し結果的に近接しているように見えるのか現段階ではわからないのである。遺物から見ても菅生田遺跡は縄文時代中期末大木10式土器から後期初頭宮戸1b式土器以前の時期にわたっているのである。遺物の詳細な分析によって個々の遺構を年代的に編成し、それを空間的な相互関係の中に配置していく作業を経ることによってはじめて解決される問題であると思われる。従って遺物整理の済んでいない今としては、そのような細分された時間的なちがいを越えてなお存在する居住区域、墓域の微高地上に占める位置、すなわち場所の使いわけという点を理解することが大事であろうと思われる。このような、遺跡（集落）における場所の使いわけという巨視的な視点から見れば、微高地中央部は広場であり、北側斜面南側斜面はそれぞれ生活用具の廃棄の場であるとすることができます。尚、ここで断っておかねばならないのは、北側斜面に見られた遺物包含層が二次堆積の可能性があると既に触れておいた事である。二次堆積であると仮定すれば一次的な堆積の場合は現在の遺物包含層の分布する場と居住区域の中間にあら緩斜面に求めるのが妥当であろう。

以上、現段階としての菅生田遺跡における遺跡の構成を述べた。先にも触れたように各々の時間的な経過の中で住居、墓、生活用具廃棄の場がどのように組みあって集落を形づくっているのか、また住居どうしの関係（生産、分配、消費活動における人間の関係）、具体的な生産と消費の技術等を地形、植生、その他の自然的条件とともに総合的に理解する姿勢が今後なおいつそう求められなければならないと思われる。<sup>72)</sup>

尚、遺跡の範囲は白石バイパス路線敷の更に東側へ延びていることを最後に指摘しておきたい。

#### IV まとめ

1. 菅生田遺跡は白石川北岸の低位段丘面に立地する。この段丘面は僅かに起伏が認められ、遺跡は微高地状の部分に形成されている。
2. 白石バイパス路線敷の調査区からは住居跡・小竪穴遺構・埋設土器遺構・遺物包含層等の遺構が発見され、縄文時代中期末から後期初頭に属する集落跡であることが明確となった。また、遺跡の範囲は路線敷のさらに東方に伸びていると推定される。
3. 発見された住居跡の多くは敷石住居跡である。住居床面のほぼ全面に敷石のあるものは宮城県では最初の発見である。また、分布の上でも現段階の北限にあたる。同時に、これらが竪穴住居跡であることが明瞭に確認された、この点、住居の構造を考える上でも意義深い。
4. 住居跡に伴なう炉はいずれも土器と石を組合せて構築した大規模なものである。この中で、第5類・第6類・第7類としたものは特に規模が大きく、関東地方以西では発見例が認められず、縄文時代中期における東北地方南部の遺跡としての特性を示すものと言える。
5. 菅生田遺跡では発見された住居跡や小竪穴遺構・土器埋設遺構・遺物包含層等の遺構の分布によって、当時の集落における役割に応じた場の使いわけ（居住域と墓域等）の存在を推定できる。
6. 居住域と墓域の関係、居住域における住居相互の関係を検討し、出土した土器や石器等の遺物と総合することによって当時の具体的な生活のあり方（生産・消費活動における労働編成と個別的な技術、また社会的な意識のあり方等）を知ることが今後可能となる。そのための資料として重要である。
7. 菅生田遺跡では花粉分析等により、当時の自然環境をある程度復原することができた。当時の自然と人間の関係を理解する上で貴重な資料を呈示したことになる。

（註）

- 1) 菅生田遺跡出土土器に類似するものは二屋敷遺跡（藤沼他：1971）、梨木岡遺跡（芳賀：1968）、網取貝塚（金子・和田：1968）等に見られる。
- 2) ここでは菅生田遺跡発見住居跡の全般について述べた。敷石住居跡の構造に関しては平地住居であるとする見解、「竪穴から平地住居への過渡時代の住居型式」であるとする見解（後藤：1940）、そして結論的には類似するがそれが地域的に限定された様相であるとする見解（寺田：1957）等がある。菅生田遺跡発見の敷石住居跡では竪穴の壁を検出できたものとして、第5住居跡・第11b住居跡・第16住居跡がある。また、検出できなかったものについても先に記したような理由から竪穴住居と考えるのが妥当と思われる。
- 3) これらの中で第5～7類としたものは、複式炉（梅宮：1960）もしくは上原型土器埋設石組複式炉（丹羽：1971）と呼ばれ、福島県中通り地方を中心として宮城・山形・新潟県下の縄文時代中期

後半の遺跡で発見されている。宮城県では菅生田遺跡の他に二屋敷遺跡（宮城県教委：1971），中沢遺跡（後藤他：1972）等がある。

- 4) ただし，A類のすべてを埋葬施設（土壙墓）であるとすることは差し控えねばならない。A<sub>2</sub>類は骨片が検出されているのでもっともその可能性が高いが，それでも断定には至らない。土壙墓を正面からとりあげて論じたものに梅沢（梅沢：1971）の見解があるが，菅生田遺跡の場合やはり決め手に欠ける。
- 5) B<sub>2</sub>類の場合は坂詰（坂詰：1961）が土壙墓の特殊葬法として分類した「襖被葬」と形態上強い類似性を示している。また，B<sub>1</sub>～B<sub>2</sub>類に底部穿孔土器（焼成後）を用いているものがある点，やはり両者とも埋葬施設としての可能性が高い。ただし，B<sub>1</sub>類は土器が供獻ないしは副葬されるという形ではなくそれ自体が葬具としての役割を果したものと思われる。
- 6) 明治12年から昭和34年の間に報告された墓制資料を集成，吟味した坂詰（坂詰：1961）によれば単棺で小児をあさめたもの39例・成人骨（洗骨等）18例の存在が知られるという。
- 7) 今回は遺物整理が十分に済んでいないので，具体的な遺物と自然環境との関連については述べることができなかった。

#### 引用・参考文献

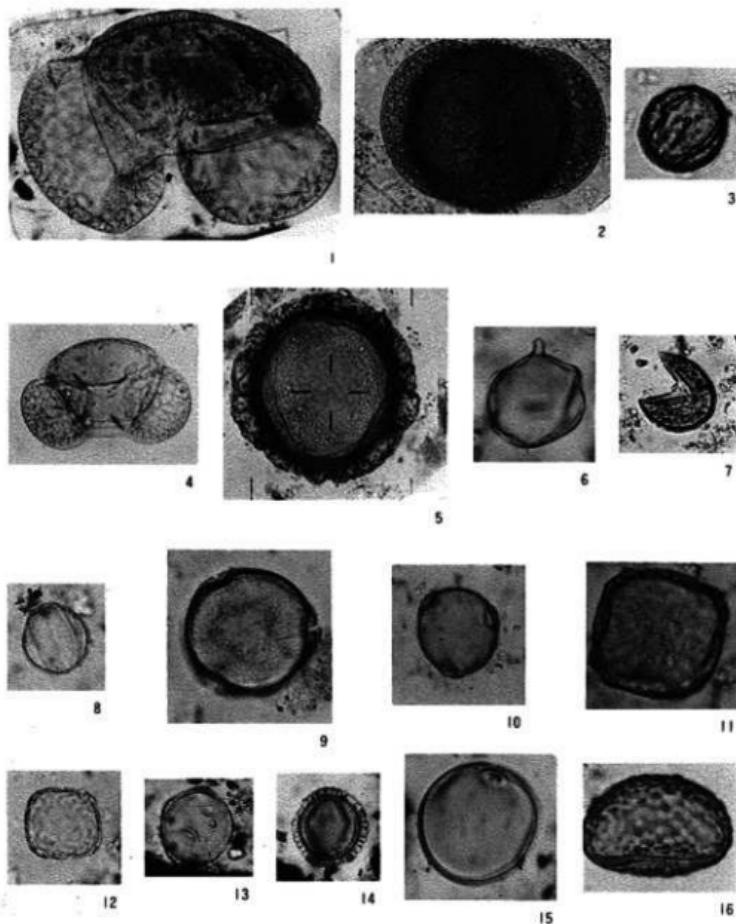
- 後藤守一（1940）：「上古時代の住居（中）B，敷石住居址」『人類学先史学講座』第16巻
- 寺田兼方（1957～59）：「敷石住居址の研究」(1)～(7)『若木考古』No.44～46, 49～51, 53
- 梅宮茂（1960）：「飯野白山住居跡調査報告」『福島県文化財調査報告書』第8集
- 丹羽茂（1971）：「縄文時代における中期社会の崩壊と後期社会の成立に関する試論」「東北地方南部を中心として」『福島大学考古学研究会研究紀要』第一冊
- 坂詰秀一（1961）：「日本石器時代墳墓の類型的研究」『日本考古学研究』
- 梅沢太久夫（1971）：「縄文時代の葬制について（1）—その性格と意義についての試論—」『台地研究』No.19
- 宮城県教委（1971）：「二屋敷遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第24集
- 芳賀良光（1968）：「宮城県宮戸島貝塚梨木岡遺跡の研究」『仙台湾周辺の考古学的研究』
- 後藤勝彦他（1972）：「宮城県柴田郡川崎町中沢遺跡発見の竪穴住居と複式火炉について」『仙台湾』第2号
- 金子浩昌・和田哲（1968）「網取C地点貝塚の発掘」『小名浜』

図 版



写真1 雪生田道跡遠景（道跡を北側から望む）

写真2 同上



1. *Alier* (モミ属) ( $\times 600$ )  
 2. *Alier* (モミ属) ( $\times 600$ )  
 3. *Quercus* (コナラ属) ( $\times 600$ )  
 4. *Ficus* (ツヅ属) ( $\times 400$ )  
 5. *Tilia* (カバ属) ( $\times 400$ )  
 6. *Cryptomeria* ( $\times 400$ ) ( $\times 750$ )  
 7. *Cryptomeria* ( $\times 400$ ) ( $\times 600$ )  
 8. *Quercus* (コナラ属) ( $\times 600$ )  
 9. *Ficus* (ツヅ属) (700)  
 10. *Ficus* (ツヅ属) ( $\times 400$ )  
 11. *Ulmus* (ヨレ属) ( $\times 800$ )  
 12. *Ulmus* (ヨレ属) ( $\times 600$ )  
 13. *Juglans* (カバノキ属) ( $\times 400$ )  
 14. *Ilex* (モチノキ属) ( $\times 600$ )  
 15. *Gramineae* (イネ科) ( $\times 600$ )  
 16. *Polypodiaceae* (ウラボシ胞子) ( $\times 600$ )

写真 3 花粉顯微鏡写真

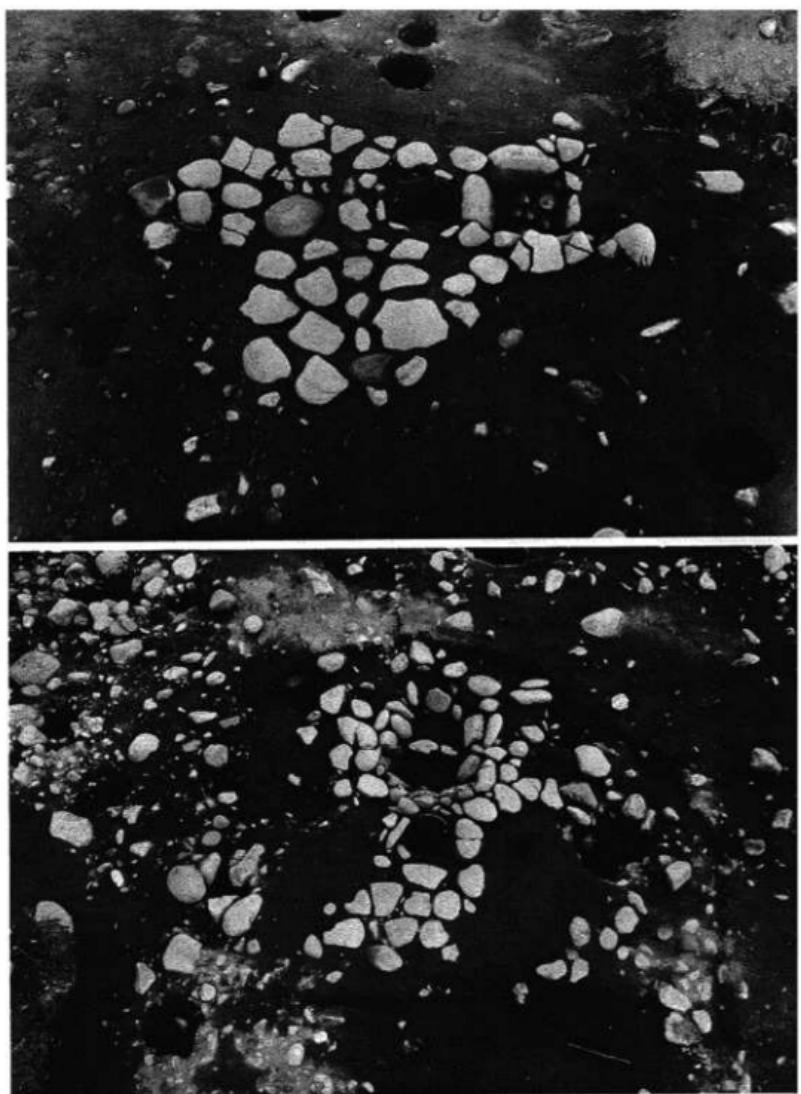


写真4 第4住居跡全景

写真5 第5住居跡全景



写真6 第5住居跡  
炉南側敷石下構造



写真7 第5住居跡  
炉断面



写真8 第5住居跡  
炉土器埋設石回部



写真9 第8住居跡全景

写真10 第8住居跡炉



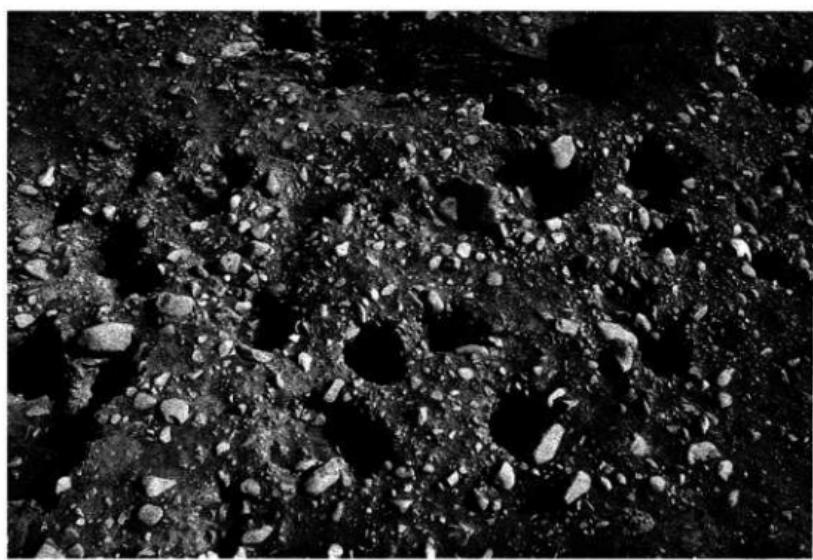


写真11 第9住居跡全景



写真12 第9住居跡炉



写真13 第10住居跡全景



写真14 第10住居跡拡

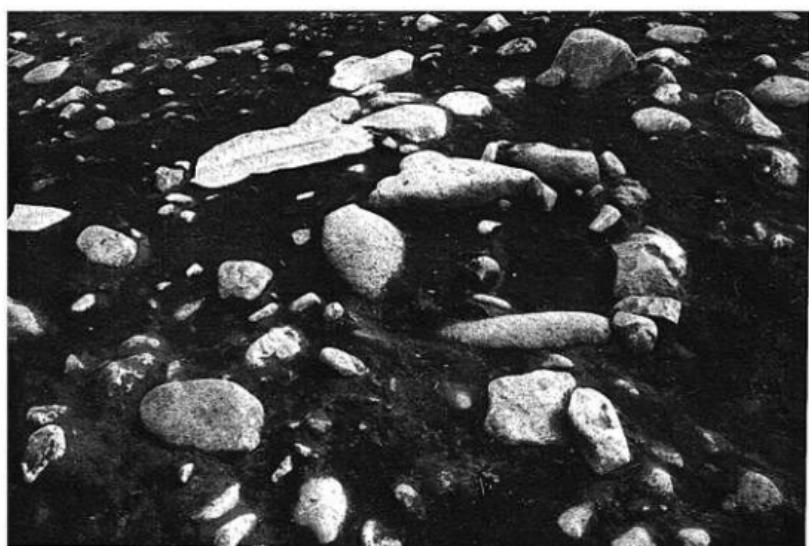


写真15 第IIA 住居跡炉

写真16 第IIA 住居跡断面

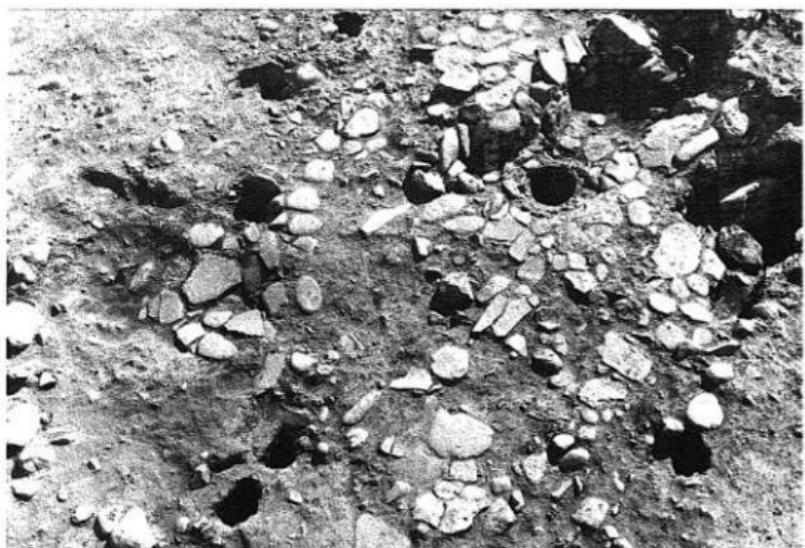


写真17 第IIIB 住居跡全景

写真18 第IIIB 住居跡炉



写真19 第13住居跡炉



写真20 第14住居跡炉



写真21 第15住居跡炉

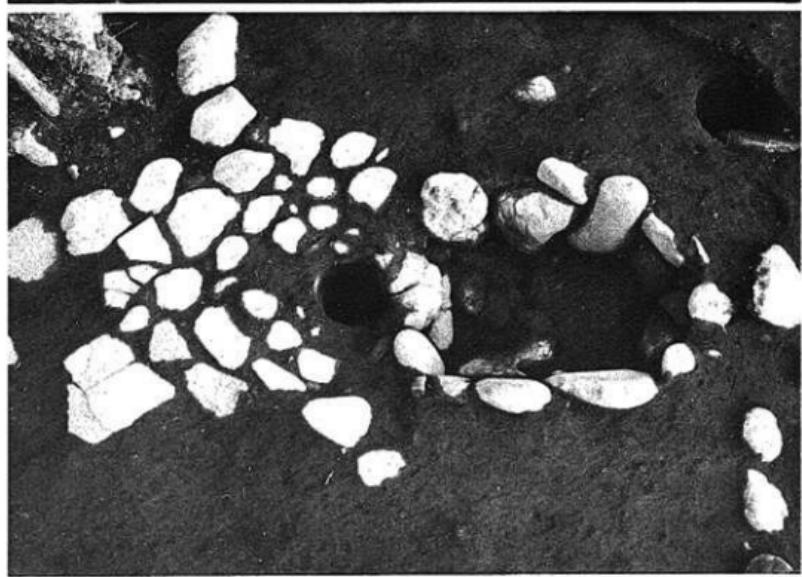
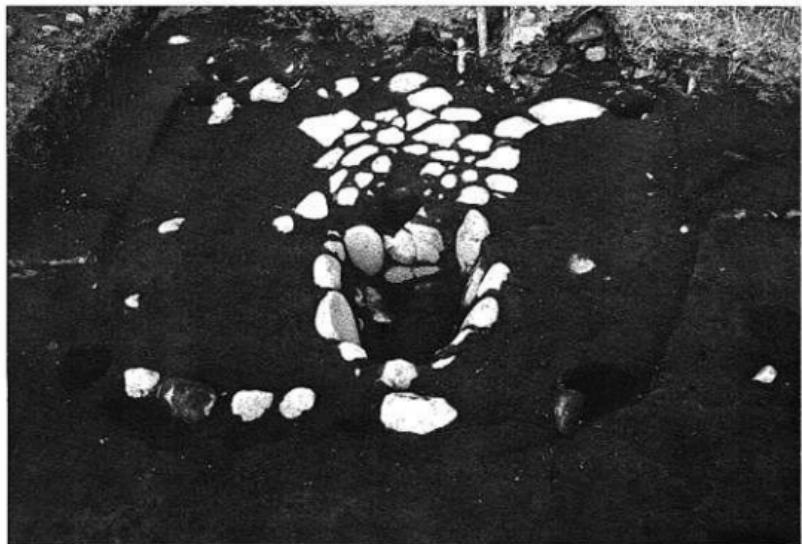


写真22 第16住居跡全景

写真23 第16住居跡手



写真24 第16住居跡  
採石とその抜き  
取り痕



写真25 第16住居跡  
炉断面

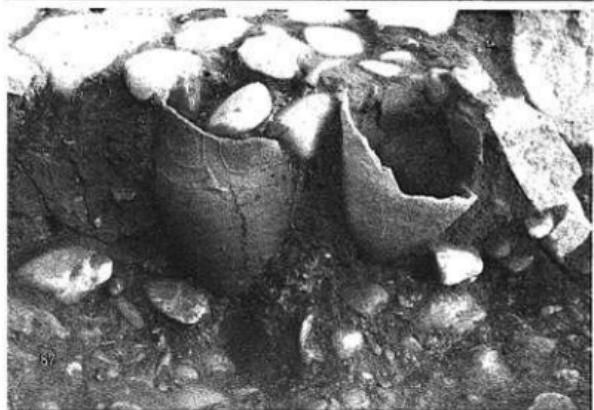


写真26 第16住居跡炉  
断面



写真27 第17住居跡上面

写真28 第17住居跡下面



写真29 第2・第3小壁穴造構  
(掘り上げたもの)



写真30 第1小壁穴造構  
(半分掘り上げたもの)

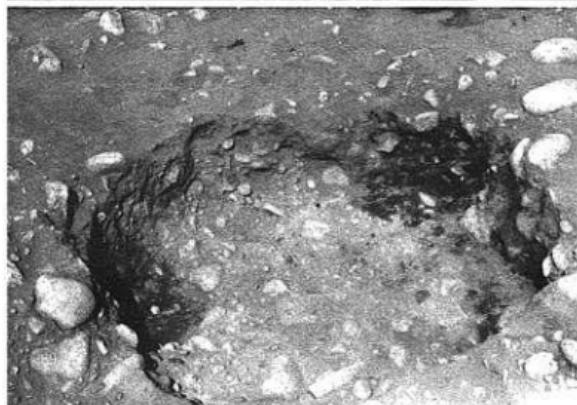


写真31 第1小壁穴造構  
(掘り上げたもの)

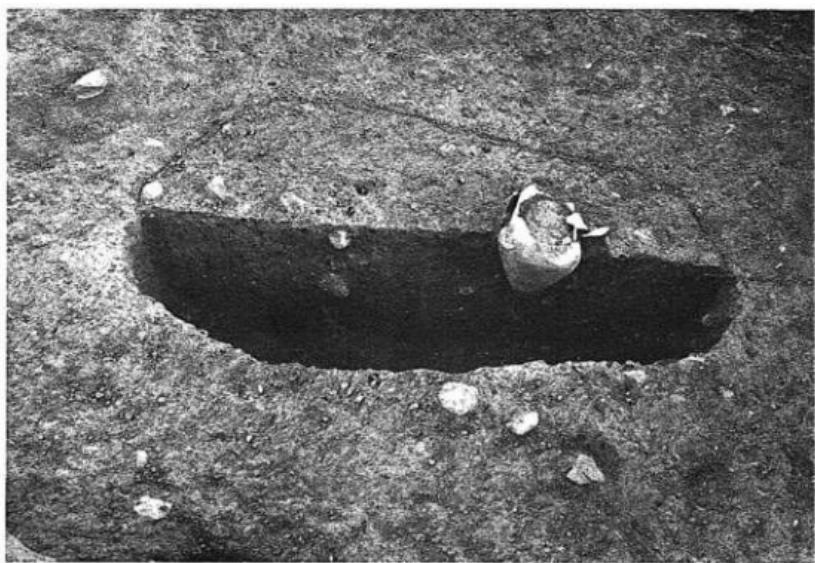


写真32 第10小壁穴造構



写真33 第10小壁穴造構  
埋設土器



写真34 第10小壁穴造構  
(掘り上げたもの)



写真35 第5小壁穴造構



写真36 第11小壁穴造構

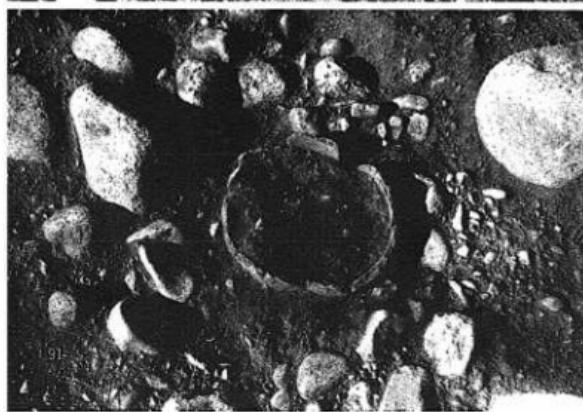


写真37 第6埋設土器造構



写真38 遺物包含層A T - 73~75区西壁

写真39 遺物包含層A R - 74~75区東壁